

衆第一回  
議院八十  
大藏委員會

昭和五十二年四月二十一日(金曜日)

委員長 小淵 恵三君

理事 小泉純一郎君 理事 保岡 興治君  
理事 山下 元利君 理事 佐藤 観樹君  
理事 山田 耻目君 理事 坂口 力君

原田 憲君  
山崎武二郎君  
村上 茂利君  
山下 德夫君

永原 稔君

大藏政務次官 高鳥修君  
大藏省關稅局長 旦弘昌君

の出席者  
長運輸省航空局次  
松本操君

人事院給与局次  
長 角野幸三郎君

## 本日の会議に付した案件 参考人出頭要求に関する

航空運送貨物の税関手続の特徴

案(内閣提出第五一號)

卷之三

○小池委員長 これより会議を開きます。航空運送貨物の税関手続の特例等に関する

案を議題といたします。  
これより質疑に入ります。

第一類第五號

大蔵委員会議録第一二三号

昭和五十一年四月二十二日

1

三  
号

そのようにとられますようなことのないようだ。  
私どもいたしましては十分注意をしてまいりた  
い、このように考えておる次第であります。

○沢田委員 では、そのように今後十分注意され  
ることを期待して、第二の問題ですが、きのうの  
本会議の討論の中で地方交付税の問題で再三再四  
言われている言葉で、自治省の方から要求をされ  
たのはいわゆる三二%を5%増しと要求をした、  
しかし大蔵省がこれを断つた、こういう言葉が再  
三再四討論の中で出ているわけであります、大  
蔵省側としてはそういう事実はあるのですかない  
のですか。その点、ちょっとお答えを政務次官の方  
からいただきたいと思います。

○高鳥政府委員 ただいまの問題につきまして  
は、各省は一応要求と、いう形で、概算要求段階に  
おきましたいろいろな各省のお立場での御要求が  
あるわけでございます。これに対しまして、それ  
を全部入れてまいりますと国家予算はどうてい編  
成できないわけでござりますので、この程度でひ  
とついかがでしようかというこちらの方針をお示  
しをしながら折衝してまいるわけでございますの  
で、要求に対して断つたとかなんとかということ  
ではなくて、それはあらゆる問題につきまして概  
算要求があり、それに対する大蔵原案編成の過程  
における折衝がある、このように理解をいたして  
おります。

○沢田委員 この問題はある意味においては、そ  
れぞれの各省の要求事項を社会的に発表して、そ  
して大蔵省がそれをどう詰めたかということの公  
表制によって行われる場合はきわめて民主的なも  
のになると思うのであります、その点について  
て、いま言われたように内密にそれぞれの各省要  
求が出てる。それが、いわゆる公然の席上で、  
要求されたということが明確にされる部分もあ  
る、あるいは隠された部分もある、こういうこと

はいわゆる民主主義のあり方として望ましい姿ではないと私は思うのですが、その点はどう思われておりますか。

○高鳥政府委員 しばしば、予算の審議の過程におきまして、そのような、いわば査定の経過等について明らかにするようにというような、それが予算編成の民主化であるという御意見があるわけであります。私どももいたしましては、最終的に編成された予算につきましては、政府が一体となつてその責任を負うべきものである、こういうふうに理解をいたしております。最終的に決定をいたしました予算がつまり政府の方針であり、それは各省も同じである。こういう立場に立つておりますので、もちろん各省の方針等につきましては、守秘義務の範囲内のものではないと判断されるんですか。それとも

○沢田委員 これらの内容は、守秘義務の範囲内ではないと判断されるんですか。それとも守秘義務の範囲内と判断されるおるんですか。

○高鳥政府委員 守秘義務といふのは、それを侵した場合に、当然公務員として処罰をされる性格のものを、狭義には守秘義務といふうに私は理解をいたしておりますが、ではそのようなものであるのかといえば、これを漏らしたからといって、守秘義務によって処罰をされるというような性格のものではないと思いませんけれども、しかし、政府は一体であるという原則に立ちますならば、当然公務員として守るべき限界はある、このように考えております。

○沢田委員 きのうの本会議で、公の席であれだけに言われたわけでありますから、言うならば大蔵省自体としては、名譽棄損みたいなものなんでもあります。だから、それがいわゆる守秘義務の範囲を超えているのか超えてないのか、その点の限界を大蔵省としてはどう考へているのかだけを答えてもらえばいいんでありますから、そ

各省の要求事項は守秘義務の範囲内なのか、そうではなくて、守秘義務以外のものなんかどうなののかということだけをひとつお聞かせいただきたい。

○高鳥政府委員 きのうの本会議の具体的な問題についてお尋ねであるといたしますならば、きのうのような事案につきましては、私どもは、守秘義務とは関係ないというふうに考えております。

○沢田委員 そうすると、今後われわれが予算編成時期において、それぞれの各省の要求事項その他を調査したりすることは守秘義務の範囲に属しない、こういうふうな理解のもとに次の問題を進めていきますが、よろしいですか。これは答えなくていいです。そのように理解を受けとめてお答えをいたいたい。こういうふうに解釈をいたしまして、守秘義務の範囲ではない、こういうふうに考えるわけであります。

○高鳥政府委員 守秘義務について、沢田委員から御解説、御所信をお述べいただきましたが、これは各省の予算要求あるいはいろいろな政策等について、各党でそれをお調べになり御勉強いたしておりますが、守秘義務とは全く関係のないことである、このように思います。

ただ、予算要求なしこれを大蔵省が受けとめまして、予算編成の過程におきます一々のやりとりなどにつきまして申し上げるというようなことについては、これは国家公務員としておのずから守るべき限界があるというふうに考えておる次第であります。

○沢田委員 そのとおりで結構です。やりとりの内容ではなくて、予算請求がどうであったかといふことをることは、守秘義務の範囲内である、こういうことが明らかになれば、それで結構なんあります。だから、それがいわゆる守秘義務の範囲を超えているのか超えてないのか、その点の限界を大蔵省としてはどう考へているのかだけを答えてもらえばいいんでありますから、そ

の呼んでいる方の順序で質問をしていきたいと思います。

税関の関係の今回の法案でありますが、これは

税関関係もそうですし、消防にしてもあるいは警察にしてもそうでありますけれども、われわれが税関を通る場合において税關の人間というものをどういうふうに見るかというと、これは人事院の方に聞くんですが、税關署なんというのは、とにかくいやらしいものの最大のものなんですね。裁判所もいやらしいものの最大のもの。警察もい感じはしないところですね。税關も大体、皆さんも外国から帰られた人がいると思うのであります

○角野説明員 人事院からお答えをいたしますが、先生のお尋ねは、国家公務員は国の行政に携わっております関係上、公共性といいますか、職務の特殊性から服務上も制約を受けることが多

い。それから、一般に職員の気持ちとしても窮屈であろうというようなこともあわせて、その待遇面でも考慮してやるべきではないかとというこ

と存じます。

現在、国家公務員の給与を考えますときに、民間給与との均衡という国家公務員法上の大きな柱がございます。これについてつくづく考えてみると、労働力の関係ということで考えてみます場合には、やはり民間と公務員と競合しておるといふ関係にございます。そういうことで、もちろんその職務のむずかしさとか不快さとか危険度とか、そういうものが給与の評価の高さというものは含まれておると思いますが、いずれにしても

高過ぎれば民間企業の方に人が流れないといふことになります。低ければ国家公務員たる職員が不公平が出来ますということがあります。結局は均衡の上に立って、そういうバランスをとりながら毎年維持しておる、こういう関係にございま

す。

それで一方賃金問題は、同時に雇用の関係といふこともございますが、なるほど国家公務員はそういうふうに服務上制約を受けておりますが、一方国という大きな安定企業でございます。雇用の安定性あるいはそのほかに国家公務員法上身分保障を受けております。そういうバランスをとりながら毎年維持しておる、こういう関係にございま

す。

人事院としてはそういう職場の人間——人のいやがる職場といいますか、いやがるというかいがられる職場といいますか、そういう職場の人たちは、二九二〇ベースのときにはそれぞれ団体交渉権を剥奪し、あるいは罷業権を剥奪をしたということで、あなた方置いたわけですね。ですか、公務員全体としてはそういう形において、人事院の存在は、当然そういう価値判断を含めています。

いずれにしましても、そういうことで納税者といいますか、国民レベルでお考えになりましたときに、御納得が得られるようなものであるかどうか

かということが、中立機関としての人事院の使命でもございますので、そういうことを頭に置きながら給与をお預かりしておる、こういう実情にござります。

先生の御意見は、私どものように給与を預かっておりました立場から申しますと、そういう問題を御指摘いただきすることは、お励ましの言葉をいただくとして大変ありがたいと存じますが、現状はそういうことでございます。

○沢田委員 当時、この二九二〇ベースにさかのばることまでしなくていいと思うのであります、が、そういう職員については、特に三号俸なり三割程度のベースアップ分を上乗せして、二九二〇のときに国鉄あたりが現業職といふことで三千二百円ぐらいでありますけれども、それから一般的に二九二〇の中で大体それなりの税務職員の給与、医療職の給与といふようなものを決めていった制度だったわけですね。その当時には地域給があつたし、これは第十三次の指定で打ち切られた。そうして、それまでに五名ずつ本俸繰り入れが行われた。そして現在では大体一〇%程度の格差しかなくなってきたというものが現状だと思うのです。ですから、当然いま言われた——きのう社会労働委員会なんかで、年金の問題その他で、官僚、公務員といいますか、いわゆる昔の判断官、高等官という制度をつくったのは、これは自民党であつたわけでありますけれども、そういう身分制のもとにつくられたああいう条件の中で、無定量無定期ですか、とにかく二十四時間勤務であるという制約の中で勤務を強いられてきていたのが今までの実態であったと思うのです。それが、現在のような勤務時間といふものが決められてはいるものの、実際はいまここにおられる人たちにしても、国会がある場合には果たして正規に超過勤務が払われているかどうか、これは実態を調べればわかるのですけれども、やはり無定期無定期というような状況は必然的に起つてゐる。そのことが税闇なりの、言うならば人から憎まれるような役割り、あるいは人から白い目で

見られるような役職、それは違つた職場にもたく

さんありますけれども、それぞれ手当が出ていると思うのです。高所作業には高所作業手当が出でております。例を挙げるのはほかにはやめておきますけれども、そういうふうにそれぞれそういうものの手当は出しているわけです。その手当を本俸として二割なり三割を考える、考慮をするということが、やはりそういう職場における職員の勤務条件をよくしていくのだ、こういう一つの見方だと思ひます。ですが、その点については私の言つてゐる説で間違いないのだろうと思うのですけれども、人事院の角野さんはどう思われてゐるか、ひとつ給与局次長の立場からお答えいただきたいと思うのです。

○角野説明員 先生のいまのお話は、どちらかといひますと、先ほど私がお答えしましたのは、給与水準といいますか、一般的には民間との関係といふベース的な話のつもりでお答えしております。たが、ただいまの御指摘のお話は、いわば配分問題としての職務の内容に伴う評価の問題であろうと思ひます。

これについて申し上げますと、民間企業でいいますと、企業内配分といふ、企業内の秩序の問題の一連の話でござります。そういう点で申しますと、私は、現在の給与法のたてまえがございまして、私どもは、現在の給与法のたてまえがございますが、これは職務と責任という大前提がござります。職務内容が複雑困難でありますとか、危険でありますとか、人のいやがる仕事とか、そういういろいろな要素がございますが、それに応じて、それを評価して配分をするという原則がございまして、その点においては全く先生のおつしやるとおりでございます。

しかししながら、これはやはり企業内の配分でございますから、そういう職員とそうでない職員が同じ屋根の下に併存するわけでございます。した

がいまして、一つの大きなたまりの原資配分でございますから、こちらにいきますとこちらがなくなる、そういう相互關係にありますものですが

ら、全体のバランスといいますか、部内均衡を考

えながらという、限度があるという制約がござります。

そういう意味で、もらえない方が腹を立てます。そういう程度に、しかしながら、一方で一生懸命むずかしい仕事をやつている者はそれぞれ満足するよ

うな程度にということで、大変むずかしい条件でござりますが、筋としましては全く先生のおつしやるところよりの考え方でやつておるというのが現

状でございます。

○沢田委員 大体人事院の方は終わりますが、ちょっとまだ残つていてください。

今度コンピューターの導入をされるに当たつて、単純な問題であります。メリットは何であ

るのか、それからデメリットは何が考えられるのか、その点端的にひとつお答えをいただきたいと

思います。

○旦政府委員 今度の航空貨物の電算化につきましてのメリットでございますが、現在までのところ、現状では航空貨物が入りましてから許可されますまでに、平均しまして二、三日、日にちがかかるております。御案内のように、飛行機で来ますのは非常に速いわけでございますが、来ましてからが二、三日かかるというのが現状でございますが、今度コンピューターを導入いたしますればこの時間が非常に短くなる、あるいは即日通関になるもの也非常に多くなるわけでございまして、その点が第一のメリットでございます。

それから第二のメリットといったしましては、航空貨物の通関に従事しております職員が、いまではすべての書類を自分で審査いたしまして、必要に応じて検査するということで、かなり人手を食つておるわけでございますが、この点が、コンピューターで処理いたしますので、審査が非常に

ころは通関業者等が輸入の申告書を税關に持つてまいりまして届ける、それからその許可が出ます。それがそれをまたもらいに行く、それから関税の納付をいたしますのに、従来は税額が確定いたしましたればそれをまたもらいで、高所作業には高所作業手当が出でます。そこでその納付書を銀行に持つてまいりますと、税關の事務室の中にはコンピューターの端末機が出てくるわけでございます。これが

ころは通関業者等が輸入の申告書を税關に持つてまいりまして届ける、それからその許可が出ます。そこでその納付書を銀行に持つてまいりますと、税關の事務室の中にはコンピューターの端末機が出てくるわけでございます。これが

で要素を打ち込んで、従来は書類で審査しておった職員が端末機に要素を打ち込んで、これを許可する、許可しないというようなことをやるわけでございりますので、比較的軽易な作業でございま

一方、それだけ人手が理論的には浮くわけでございます。しかし、電算機に習熟するためにはしばらく時間がかかるかもしませんし、また航空貨物の輸入の増大というものは近年とみに高いわけでございまでの、その辺でかなりの人手を食うことになるわけでございまして、おっしゃるようにな、浮きました人手につきましては、先ほど申し上げましたように、その現物の検査を重点的にやるという方に人を回すということも考えられるわけであります。しかし、余り大きな規模の配置転換ということは考えられないのではないかということ気がいたします。

○**沢田委員** 具体的に言って、非常にこれは単純業務になつてくるわけですね。頭脳労働から、言ふならば単純労務に変わる。そういうものの人たち、どういう人を充てるというふうになるわけですか。たとえば中高年層の人たちがいままでやついていた仕事が、いわゆる書類審査でやついていたものが電算機に入つてくる。こういうことで、そういう人たちが今度はその端末機械の扱いをするのですか。それともあるいは女子職員のような——これは男女差別の言葉になるかもわかりませんが、そういう意味ではなくて、単純労務という形の、比較的簡易なという言葉を使われました。が、若い人たちにさせるような、キーパンチャード方式の仕事をするというふうな考え方でおられるのですか。現在の人員の中はどういう人たちがこれに従事をするという発想になつておるのかお伺いをいたしたい。

○**且政府委員** 現在の通関に従事しております職員が、電算化になりましてもそのまま電算化のプロセスを踏むということにならうかと思います。したがいまして、御指摘のように男子の中高年の人がおりましても、その方々が従来どおり電算機

○沢田委員 その点は若干問題があると思いますので、これは検討をしていただきたいと思うのですが、言つてなれば、現在の年齢別、勤続年数別、学歴別給与体系というものを持っている。それがいわゆる企画的なあるいは能力的な作業に従事している者が単純労務に切りかわる、こういうことは給与面においても現在の職階制という形をとつて立場から見ると、給与面に非常に影響を及ぼしてくることにもなりかねない、こういうことにもなってくるわけであります。といつて、そういう者が高給であるとすれば、さつきの人事院の答弁ではありませんが、他の職員からの不平不満というのも発生をしてくる。こういうようないわゆる業務の質と量の転換が起こつてすることになりかねません。ですから、もしいまあなたのおつしやつたようなことの中高年層の人たちがこういうふうな形の業務をやるとなれば、必ずそういう矛盾が起きてくるのではないか、こういうふうに考えられます。これは最後の質問として、この関係についてはそういうことの起きないような問題、あるいは配転者であるとかそういうようなことの起きないような配慮というものが必要なではないかと思うのですが、その点もう一回確認をしておきたいと思います。

○**沢田委員** コンピューターの導入に関しまして、これに十分過去の経験が生かされたるべきものであります。従来その時間がなかったといううらみがあるわけでございまして、そういうことに御理解いただきたいと思います。

「関税法等」の「等」とは何を指すのですか。——これは私も立ったままでいきますから、「等」とは何を指称するのかお答えをいただきたいと思います。これは新しい法律ですから、今後の問題もありますから、やはりきちんと決めていただきたいと思います。

○**旦政府委員** 関税のほかに内国消費税もあるわけでございます。

○**沢田委員** それだけですか。

○**旦政府委員** そのほか国税通則法それから通関業法等の法律が……。

○**沢田委員** その「等」とは何を指すかと言つているのですから、全部言つてください。——いや、時間が過ぎますから、これは後でいいです。

次に、通関情報とはどういう意味なんですか。中身を言つてください。——これもどうも後になります。たくさんありますから……。法律用語の解説をここで規定しておきたい、こういうことで私は言つてることですから、簡単に答えてもし間違えられても困りますから、それは後でもいいです。

次にいきます。

通関業等に関する専門的知識を持つている者とは、どういう者を指すのか。——ずっと言つて、いきますから後にしてください。

それから「税関業務を行う者の事務所等」とあります。それが、その「等」とはどういうものを指すのですか。それから船貨物の一部に適用できないのはどういうわけか。

それから八千万と二千万の資金でありますけれども、年間のいわゆる試算経費といいますか、予算計ほどの程度の予算を見込んでいるのか。それからセンターに関する地方税はどうなるのか。

それから官民合同の混合行為とはどういう内容の意味を持つていてものであるのか。

それから、メリットは検査でも一日に終わると言つておりますけれども、この検査關係は、検疫でも何でもそうですが、後で質問しますが、検査をするだけでも二、三日を要するのではないか。これがコンピューターだけによつて二、三日が一日になるという要素はないんじやなからうかといふ危惧がありますが、その点はどう考えておられますか。

一応以上の分についてお答えをいただきたいと思います。もし必要があれば、ノモですが、紙をそっちへやりますから、後でお答えをいただいて結構です。これは法律用語の解釈ですから、新しい法律ですから、やはりきちんと解釈を決めておく必要がある。こういう意味で私は申し上げていいわけであります。

次に、いま観光の外国人の旅行者は、滞在の人方が七十万、一時滞在が十万、観光で来る者が四十四万と言われております。日本の人で海外旅行に行く人が、昭和四十五年の當時で六十六万、昭和五十年度は實に二百四十六万、そしてそのうちハワイが四十二万、アメリカが七十四万、韓国が三十六万、台灣が四十万、香港が三十八万、昭和五十一年度は不況が反映して百三十六万と減つているように見受けられます。

これらの海外旅行ブームと一應言われておりますのに関連をいたしまして、現在、観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約、第十六号といふのがござります。これは一九五四年、二十三年前ですが、昭和三十二年に日本はあれました。

が、米ドル五十ドルと決定をされております。昭和三十二年度を一〇〇にいたしますと、消費者物価指数で現在三一六・八八ということになります。私の言おうとしていることは、現在持ち込みの品物、おみやげ品の制限を十万円と抑えていい。これは余りにも不當に低過ぎないか。観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約によれば、米ドル五十ドルである。これを現在、三一六年が五十年度ですから、今年度の九・二%を加えますと、大体三二六ぐらいになる。そうすると、米ドルに直して百六十三ドルになる。金額にして少なくとも四十七、八万円の金額に相当する。そういう金額になるのを、なぜ十万円で抑えているか。言うならば、通關上の便宜供与に関する条約違反じゃないのか。だから、十万円のみやげといふものを引き上げて、少なくとも四十五万なり五万程度に引き上げるということは、当然この条約を守る上において必要なことになつてきていると考えられます。そのため御指摘のとおり、観光旅行のための通關上の便宜供与に関する条約にはたゞ、酒、香水等につきまして、その数量を規定しておりますが、そのほかのみやげ物としましては、御指摘のとおり五十米ドルということで規定がござります。たゞ、酒、香水、それからわが国の場合には時計につきましても数量を特定しておりますが、それ以外のものにつきましては十万円という規定になつておるわけでございます。しかし、条約は今日でもなお五十ドルといふことになつておるわけでござりますので、その意味で現在の十万円が条約違反であるということにはならないかと思います。

なお、御参考のために各國のわが国の十万円に相當いたしまして現行の数字を申し上げますと、アメリカが百ドルでござります。したがいまして、現在の相場で言いますと二万七、八千円といふことにならうかと思います。イギリスは十ポンドでございますので、五千円に足りないということをございます。西ドイツは百ドイツマルクでござい

ますので、大体一万一千数百円という程度でござります。それからフランスはEC以外からの旅客につきましては百四十フラン、八千円足らずといふことになつておりますので、これらの比較におきまして、現在の十万円といふのは非常に緩やかな基準であると考えております。

○沢田委員 現実性がない話をしても仕方がないと思うのです。ここにも新婚旅行に行かれた若い人もおられると思うのですが、現在の日本の金の

推して知るべきだと思ひます。十万円の金額でたとえば家族に対するおみやげ、あるいは仲人に対するおみやげ、あるいは親戚に対するみやげ物、いま買つてくるものというのはほとんど限られた思ひですが、少なくとも物価指数が

三一六・八八という指數になつて三倍になつてしまつて、こういう条件を考えみたときに、

いまだに五十ドルに置いておく、十万円に置いておくといふことは根拠がないのではないか。少なくともその金額といふものはもつとふやしていい

のではなかろうか。外国も同じよう決めているけれども、日本の出でいく場合の税關といふもの

は、やはりおおらかなんです。ところが入つてくるときには非常に厳しく制限をしている。いろいろな人たちが非常に迷惑を受けていることは事実なんです。そこでさつき給与の問題にも触れた

わけなんです。ただ、こういうことになつておるわけでござりますので、その意味で現在の十万円が条約違反であるということにはならないかと思います。

○且政府委員 御指摘の問題は二つあるかと思ひます。

一つは、いま御議論になつておりますのは持ち

帰り品の免税の基準の問題でございます。たとえば三千ドルの金を持っていかれまして、それを大

部分おみやげとして買ってこられても、それは携帯品として輸入される分は御自由なわけでござい

ます。それはそれで一つの問題がござりますが、そのうちで免税として通關していただくのは十万円が限度ですということでござりますので、そこ

のところは御理解いただきたいと思います。

それから先ほどの条約では今日でも五十ドルと

いうことになつておりますので、今日の円価に換算いたしますと非常に小さい額であることは御指

摘のとおりでござりますけれども、それに比べま

してわが国の十万円、あるいは先ほど御説明いたしました各國の免税の許容限度額と比べますと、

十万円といふのは非常に大きな額であるといふことでござります。御指摘のよろいろな輸入

を促進するというようなことでござりますれば、それは正規の輸入をもつとやすとという面で処理

されるべきものでありまして、通常のおみやげとして持つて帰られる場合の免税として通關してい

ただくのはこの額度が妥当なところではないかと考へておるわけでございまして、非

常に多額のおみやげを買われるだけのゆとりのある方はそれ相応の税金を負担していただいていいのではないか、こういうふうに考えておりま

す。

○沢田委員 あなたは外國旅行されたことはある

だらうと思う。三千ドル持つていって、十万円の

おみやげは多額ですか。少なくとも三十万くら

いの物を持つて帰つて来られた方がいらっしゃる

であります。ちよつと九州を旅行してみたつて、

かなりの負担力のある方でござります。したが

いまして、その十万を超えるものにつきまして税

金を何がしか払つていただてもいいのではないか

かといふ感じがするわけでございまして、他国と

比べましてもそういうことが言えるのではなかろ

うか、かように考へております。

○沢田委員 この問題だけでやりとりしているわ

けにいかないけれども、三千ドル持つていく中の十万円は、金額の比率としては非常に低過ぎると思ひます。ですから三百ドルというと一〇%ですかから十万円くらいになるわけですね。二割とすれば二十万円くらいになる、こういうことになりますね。ですからせめてもう少し免税点を上げてやつて緩やかにしてやる必要があるんじやなからうか、こういうことです。

私はあえてもう一つ違った問題で言いますが、適用除外少量貨物を定める告示というのが、厚生省、通産省、農林省、運輸省から出しております。これによりますと時計は六個持ち出していいというのです。それから双眼鏡は三個持ち出していいというのです。写真機は一個、万年筆は一ダースいいというのです。そういうふうに、国内の少量貨物を定める告示によつては、これは輸出だといふが、何が見本だといふ名目をつければ、これだけ持ち出していいということを言っているわけだ。これだけのものでも十万円のものじゃない。そういうことから見ても、じゃ持つて帰つてくるものの免税点の問題を、これは税金からならないものですよ、いま言つてある少量貨物のものは。そういうものに限つてみてもバランスがとれないじゃないか。少なくともそれにバランスをとつて、もう少し引き上げていいんじゃないか。

○旦政府委員 いまの御指摘の点につきましては、輸出する際の規定であるかと思ひますが、

相手国でそれがどう扱われるかという点につきましては、先ほど申し上げましたように、日本よりも非常に厳しい基準でございますので、それに従つて課税をされるものであろうと考えておる次第でございます。

○沢田委員 確認しますが、日本では時計が六個、双眼鏡三個、写真機一個、まあこれはまだいっぱいあるのですよ。もう別表に山と積まれているのですが、一応重立つたものを挙げたのであります。万年筆一ダースはとにかく、こういうことになつてあるわけです。これは無税で、無税で

というか、とにかく自由に持つていっていいのであります。そういうふうになつてあるのが、この適用除外少量貨物を定める告示として、通産省からあるは厚生省、農林省、運輸省で決めて告示を出しているわけなんです。それから考えてみても、この持ち込みの場合の十万円というものは、同じ発想で考えて、もう少し幅を持たしていいんじやないか、片つ方の持ち出しの免税はこれだけ認めているんだから。

○旦政府委員 ただいま持ち出しの免税と申されましたけれども、それらの物品につきましては、その数量にかかわらず日本の中におきまして課税されることはないわけでございますので、それがいまして、それらのものが他国に持ち込まれますときには、他国の法令によつて課税されるという

ことございまして、わが国におきます旅行者の

携帯品の免税基準の問題とは別の問題ではないかと考へております。

○沢田委員 別の問題であるようにして、別じや

ないんだよ。だから、結果的に自分の国から持つ

ていくものは、わりあい持ち出しが自由になつて

いる、ところが、わが国に持つて帰るものについ

ては厳しく制限をしていて、そういう不平等がこ

の中に秘められているではないかと、いうことを私

はいま言おうとしているのであって、その免税点

について、もう少し温かい思いやりをしてやること

が必要なんじゃないか。時間がなくなりそうで

すから、もう少しこの十万円というものだけにこ

だわらないで、あなたにせがれさんがいるか、娘

も、いまがいるかわからぬが、こんな十万円と何でお

やじ決めたんだろうかと、恐らく恨むだろうと思

うのだけれども、そういうことで言つてみても、

せめてもう少し温かい思いやりをしてやる必要性

があるんじやなかろうか。だから、もう少し検討

してみてくださいよ、この十万円は。

○旦政府委員 先ほどの繰り返しになりますけれども、わが国に持ち込む際にも、十万円以上のもの

は持ち込んではいけないと申しておるわけでは

ございませんので、これは二十万でも三十万でも持込んできただいて結構なわけでございませんよ。そういうふうになつてある点では、外国人は恐らく外國旅行をいたしましても余り物を買わない、それが、十万円を超えるものにつきましては税金を支払いたいということでございます。したがいまして、わが国から持ち出すものにつきましては、その基準を国際比較してみると、日本の現在の十万円というのは非常に寛大なものであるとなつておりますけれども、相手側に入りますときにはどうなるかというの、また別の問題である。その基準を国際比較してみると、日本の現在の十万円というのは非常に寛大なものであると見ておりませんけれども、相手側に入りますときにはどうなるかというの、また別の問題である。そのため、片つ方の持ち出しの免税はこれだけ認めているんだから。

○旦政府委員 ただいま持ち出しの免税と申されましたけれども、それらの物品につきましては、

まだたかれども、それらの物品につきましては、

まだたかれども、それらの物品



らうってみても、これに貸してある羽田空港を舞台にして、これはロッキードじゃありませんけれども、この貸貸借をしている二十四億というものが、やはり非常に不当な価格で貸貸契約をされているし、それが大蔵省もぐるかどうかわからぬけれども、その相続税の標準価格で百分の六といふ価格——それでは基地の跡地は同じ百分の六で出してくれますか。こういう羽田空港のような大空港の場合についてだけは相続税の標準価格の百分の六といふ価格でやつておりますけれども、いま基地跡地に対する大蔵省の方針だの何かはそんな価格でないでしょ。その点どういうふうに考えているかをお伺いいたしたいと思うのです。

○藤沢説明員 ただいま基地跡地のことが出たのでござりますけれども、基地跡地の貸し付けもこの空港の貸し付けもすべて同じでございまして、一般的に普通財産を営業に貸し付けする場合には相続税標準価格の百分の六といふことになつておりますので、空港であるから一般的に安くて、基地跡地であるから高いという筋のものではございません。この普通財産の貸し付けと申しますのは、三年に一回民間の貸貸実例を調査してまいりまして、その調査結果をもとにいたしまして三年に一回算定基準を決めておるわけでございまして、これは従来の実績と比べましておおむね妥当でございまして、決して民間の貸貸実例と比べまして安いという筋合のものではございません。

○沢田委員 民間の貸貸借の契約をしておる家賃とかなんとかの価格から見れば、確かにそれは百円とかあるいは百五十円、二百円という程度ですから、三百円ということはあるいはそうじやない。しかし、これはある意味においては特定の利益を与える場所なんです。特定の利益を与える場所であるから、相当な利益をここから取つておるのだから、正当な価格を徴収しても差し支えないのではないか、こういうふうに私たちは考えるし、それはあえて言うならば特定の個人に国有財産が利益を与える場所として使われている、こういうふうに私たちは断ぜざるを得ないのであります。

して、これは特に反省を求めておきたいと思います。

次の問題に入りますが、次に食品検査の問題についてのうちも拝見をいたしまして感じたものでありますから若干申し上げておきたいと思います。

コンピューターを入れて二、三日でできるといふことであります。食品衛生法の管理者の義務と、いうものについてはどう考へておきたいと思いま

す。コンピューターを入れたからといって、このものについてはどのよな検査、検疫なりをやつておるか。

それから、オーラミン、ローダミンB、硼酸、ホルマリン、鉛、砒素、メタノールあるいは農薬についてはどういうよな検査なり検査をやつておるか。

それから、サルモネラ菌については、これは前回アルゼンチンの馬肉で相當な事件を起した例がありますけれども、これらの菌の検査はどうなつておるか。

それから、食品の管理について、きのうの状態を見ますと日曜日の中でもやつておるようでありますけれども、ああいうものは地下貯蔵あるいは日陰の場所で検査をするのが適当なのではないかと思われますけれども、その点についてどう考へておるか。

それから、農林関係で麦角についてどういうふうな措置を講じておるのか、その点もあわせてお答えをいただきたいし、それから植物検査等についてお願いします。

それから、きょうの新聞に柑橘類のカビ防止剤のOPPの使用を認めるということが報道されておりましたが、いわゆる食品の添加物については税關の検査においてはどういうふうに措置をしておるか。

殺菌の問題、アクリル酸アミド、これは一キロ当たり〇・〇二グラムがリミットになつていま

す。それから酸化防止剤、着色料、これはWHOとFAOという国際機関で決定をされているリミットがあります。漂白剤等の使用基準もあります。そういうよな問題の取り扱いについて、コンピューターを入れた場合、こういうものに対する検査業務はどうなつておるのか、またこれからどうするのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○仲村説明員 幾つかお尋ねございましたのでまとめてお答えいたしますが、最初に食品衛生管理者を輸入業者について適用したらどうかという問題でございますが、これは食品衛生法の十九条の十七という条項に基づいて設けられたものでござ

います。国内の製造または加工業者に置くものでございまして、添加物でございますとか、食肉製品、あるいは食用油脂、マーガリン、ショートニング等の高度の加工技術を要する製造業者に適切な管理者、一定の資格を持った管理者を置くといふ意味合いで、この条項でございまして、輸入業者についてこの食品衛生管理者を置くといふこと

は法目的がちょっと違いますので無理ではないかと考えております。

なお、一般的に輸入されます食品については、ただいま先生おつしやいましたようないろいろな条項につきまして、全国十五の港におきまして食品安全監視員、國家公務員でござります食品安全監視員がおりまして、適宜いわゆる抜き取り検査でございますが、スボットチェックをしておると

約、これは、四十三年の条約第十二号であります。が、世界各国の船員の厚生用物品に関する通関条約について決められておりまして、ノルウェーその他の点について配慮していただいたことはお礼を申し上げますが、その他の部分につ

いて同じように、これは相互条約でありますから、厚生用物品に関する通関条約に伴つての取り扱いについて十分配慮されるかどうか、その点についてお答えをいただきたい。

統いて、成田空港との関連であります。現在館山上空で旋回しつつ待機をしている羽田の航空

状況、さらに成田がもし開港になりますと果たして航空管制といふものはこれからどういうふうになつていくのであるか、そういう状況も関連をしてくるわけであります。わが党の小川委員の方からこれは質問することにしまして、以上の点を

お答えいただき、私の方は質問を終わりたいと思います。

○旦政府委員 ただいま最後に御指摘のございました船員の厚生用物品の取り扱いにつきましては、先生の御指摘もございまして、私ども全般的な見直しをいたしましたところでございます。それに基づきまして四月十五日に各関一律の扱いにする

ように、その新しい合理化の線に従いまして処理をするように指示をしたところでございます。

なお、現在までのところでも、条約加盟国の中におきましてはわが国は最もその手続の簡素化が進んでいる一つの国でございますけれども、なほいろいろ御批判の点もございましたので、その点につきましては改正をいたしました次第でございます。

なお、先ほど先生の御指摘にございました御質問につきましてごくかいつまんで御返事をいたしましたと、まず「関税法等」という「等」の中に

は、この法律の第一条に書いてござります関税法、酒税法、砂糖消費税法、揮発油税法、地方道路税法、石油ガス税法、物品税法、トランプ類税法、国税通則法、輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律及び通関業法でございます。

それから、第二の御指摘の通關に関する情報といふのは、どういう意味かというお尋ねでございまして、これは申告をいたします際のいろいろな要素がございます。貨物の積み出し地でありますとか、品名、数量、価格あるいはこちらに置きます倉庫場所、それから税額。民間の要素といったしましては、倉敷料あるいは通関料金等の要素があるわけでございます。

通關業等に関する専門的知識ということにつきましては、これは通關業法あるいは関税関係の諸法令に関する専門的知識でございます。

「税關業務を行う者の事業所等」ということにつきましては、第二条にありますように「航空貨物業務を行う者の事務所その他の事業場」であります、たとえば保税上屋等がそれに入るわけでございます。

それから海上貨物に適用できるかということでございますが、いま御提案申し上げておりますのは航空貨物だけに限つておるわけでございます。

しかも私も最初の仕事でございますので、とりあえずは航空貨物の輸入部門だけということでも考えておりますが、なお将来の問題といつしまして検討をしてまいりたい、かように考えております。

それから手数料でござりますけれども、これはまだ稼働しておりませんので、来年の七月に稼働

するものといたしまして五十三年度の経費がどの

程度と聞きますが、一応現在のところは月約一億八千万ぐら

いの金がかかるのではなかろうか、それを官民

での利用度に従いまして分担をいたしたい、か

ようと考えております。

年間の経費につきましては、ただいま御説明いたしました。

それから官民合同の混合行為といいますのは、先ほど申しました申告書のいろいろな記載事項のほかに、業界といたしまして、どこに倉庫として、いつその品物が着いたか、あるいはその倉敷料金等が幾らになるかというような計算もそこで行われるわけでございます。

それから最後に、植物検疫等の検査では、また日にちがかかるではないかというお話をございまして、これは他法令の関係でございますので、関係省において御処理いただくわけでございます。

一つの通關業務に必要な処理時間は現在どのぐらいかつていているか。それから、これを使用する

ことによってどのくらい時間が短縮されるか。そ

の点について。

○小川(國)委員 現在、航空輸入貨物の通關について

ましては、一件当たり約二、三日かかる現

状といいますのは、この検査は除いてございます

ので、コンピューターを導入いたしましたとしてもその問題は依然として残るわけでございます。

その点につきましては関係各省において合理的な処理を

していただきたいというお願いをしたい、かよう

に考えております。(沢田委員「手数料の問題

は、これから幾ら取つていくのか」と呼ぶ)

これが五十三年に稼働いたしましたと、経費とし

まして、私どもが考えてざつと見積もりますと、

月約一億八千万ぐらいかかるわけでございまして、これを税關それから各業界の利用度に応じて、案分していくなければならない、その案分の方法につきましては、この法人ができました後に関係各社が集まりまして協議をしてまいりたい、かよ

うに考えておる次第でございます。

○小泉委員長代理 この際、参考人出席要求に關する件についてお諮りいたします。

○且政府委員 現在、即日通關は一〇%程度と聞いております。

○小川(國)委員 そうすると、即日通關の一〇%

のものが三〇%ぐらいに上がる、今度上がつてく

るのは二〇%ぐらい、こういうふうに理解してよろしいですか。

○且政府委員 当初スタートいたしましたときには恐らく一〇%が三〇%ぐらいに上がるであろう、こう見ておりますが、なお職員が熟練してまいりますればこの率があるいは五〇%、六〇%というふうに上がるのではないか、かよう期待しております。

○小泉委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○小泉委員長代理 「異議なし」と呼ぶ者あり

○小泉委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○小泉委員長代理 小川国彦君。

○小川(國)委員 最初にこの法案に関連をしてお伺いしたいと思います。

一つの通關業務に必要な処理時間は現在どのぐらいかつてているか。それから、これを使用する

ことによつてどのくらい時間が短縮されるか。そ

の点について。

○且政府委員 現在、航空輸入貨物の通關につきましては、一件当たり約二、三日かかる現

状といいますのは、この検査は除いてございます

ので、コンピューターを導入いたしましたとしてもその問題は依然として残るわけでございます。

その点につきましては関係各省において合理的な処理を

していただきたいというお願いをしたい、かよう

に考えております。(沢田委員「手数料の問題

は、これから幾ら取つていくのか」と呼ぶ)

これが五十三年に稼働いたしましたと、経費とし

まして、私どもが考えてざつと見積もりますと、

月約一億八千万ぐらいかかるわけでございまして、これを税關それから各業界の利用度に応じて、案分していくなければならない、その案分の方法につきましては、この法人ができました後に関係各社が集まりまして協議をしてまいりたい、かよ

うに考えておる次第でございます。

○小泉(國)委員 コンピューターは何が電電公社のシステムがスタートしましたときには、当初は三〇%ぐらいが即日通關にならうかと思ひます。

しかし、熟練してまいりますにつれましてこの割合が高くなつてくるものと思っております。

○小川(國)委員 現在二、三日かかる

もの三〇%でございますか。あるいは現在でも

三〇%ぐらいは即日通關で行われているのではな

いですか。

○且政府委員 現在、即日通關は一〇%程度と聞いております。

○小川(國)委員 そうすると、即日通關の一〇%

のものが三〇%ぐらいに上がる、今度上がつてく

るのは二〇%ぐらい、こういうふうに理解してよろしいですか。

○且政府委員 当初スタートいたしましたときには恐らく一〇%が三〇%ぐらいに上がるであろう、こう見ておりますが、なお職員が熟練してまいりますればこの率があるいは五〇%、六〇%というふうに上がるのではないか、かよう期待しております。

○小泉(國)委員 このコンピューターに従いまして

ござります。このコンピューターを導入いたしましてことによりましてかなりこれが短縮されるわ

けでございますが、しかし中には品目の評価等に

つきましていろいろ問題があるものもございま

しょうし、あるいは現品の検査をいたすと、ようよ

うなことから、必ずしも即日通關とは言えないと思ひますけれども、即日通關になるものが非常に

多くなるのではないか、かよう考へます。

○小川(國)委員 その割合は何%ぐらいになりますか。

○且政府委員 私どもが考えておりましたのは、こ

のシステムがスタートしましたときには、当初は

三〇%ぐらいが即日通關にならうかと思ひます。

しかし、熟練してまいりますにつれましてこの割合が高くなつてくるものと思っております。

○小川(國)委員 コンピューターは何か電電公社が開発をされるそうでございますが、コンピュー

ターの施設提供者は法人になる、しかし電電公社になるのか法人になるのか、その辺明確であります

せんが、いずれにしてもそのコンピューターのエ

ラーによって事故が起つた場合は、当然民事上

の責任をその法人なり税關なりが負わなければな

らない、あるいはまたそのコンピューターを開発した電電公社が負うのか、その辺の民事上の責任の主体というものを明らかにしていないと、せつかくこういう施設を導入しても利用者に対して御迷惑をかけることになりますか。

○旦政府委員 このコンピューターのシステムは、税関及び民間の利用者が利用するわけでござりますけれども、いま御指摘のような問題につきましては、このシステムが稼働前にその利用につきましてセンターと利用者が契約するわけでござりますけれども、電算機の故障等によります損害賠償につきまして民事的解決の方法を取り決めておく必要があろうと思って、現在検討いたしております。

○小川(国)委員 その点はまだ不十分だと思いまして、法制度上の欠陥かとも思いますが、この点の是正措置をお考えおきいただきたいと思います。

それから、この規定では四条一項で、関税の納付が納付されたものとみなして処理されるが、そな付が納付されたときには、「政令で定める方法により確認されたとき限り」とあります。これが絶対確定なのかどうかですね。たとえば口座預金が他から引き出されてしまったとき確定性の担保があるのかどうか。自動振りかえでは他に取られてしまう場合もあるのでしょうか。

○旦政府委員 その点につきましては、ほんとうにおきますとそういうことも起こるわけでございまして、それども利用者の勘定を別に設けておきまして、万一路でなくなりますとある一定額を入れてその勘定を朝明示する。それで、その日中におきましてその勘定から引きおろしますのはこのセンターの関係の税額だけでございまして、別建てにておきますので、ほかの事由によって引きおろされることはないように、そこは遮断するようにならいたいと考えております。

○小川(国)委員 これは担保力をつけませんと、自動振替口座ですから、皆さんの方でその口座台帳から受け取るというふうに考えておつても、他

から引き出されて残高がなかつたという場合に、結局、今度は逆にセンター側がその損害を背負うということになるわけですね。その辺の担保をつくすことになりますか。

○旦政府委員 ただいま御説明いたしましたように、業者が、たとえばいま当座の預金を持っておる、現在は税金も支払っておるということでございまして、このコンピューターによる税額の支払用の勘定を設定いたしまして、それが足りなくなりますれば毎朝それに繰り入れる、Aの勘定からBの勘定に繰り入れるということにいたしました。

Bの勘定はこのコンピューターの計算によります振替納税だけのために使用するということになりますので、そういう御危惧のようなことは起こらないようなシステムにいたしたいと考えております。

○小川(国)委員 それは、オンラインシステムを使わないとか、何かそういう歯どめといふのは、ちゃんと考えておられるのですか。

○旦政府委員 その他の取引のオンラインシステムをとらないで、これだけの独立したシステムで、勘定を振替納税を行つていただくということにいたしたいと思っております。

○小川(国)委員 その点も若干不備と思われますので、その対策も十分立てておかないと、あなたがおっしゃるようなことが銀行の制度上果たしてあるのかどうか、その点は疑問に思いますので、これは法制の体制の問題として十分整備されなければならぬと思います。

○旦政府委員 三十四条の第一項は「航空貨物業務を電子情報処理組織により処理するため必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び

ビスの提供を受けまして、設備使用者の立場から見て、結局、今度は逆にセンター側がその損害を背負うということになるわけですね。その辺の担保をつくすことになります。

それから、第二号に掲げてあります業務は、プログラムあるいは各種データ、ファイル、コードの他のソフトウェアを作成し、収集し、保管するということです。

○旦政府委員 たとえばいま当座の預金を持っておる、現在は税金も支払っておるということでございまして、このコンピューターによる税額の支払用の勘定を設定いたしまして、それが足りなくなりますれば毎朝それに繰り入れる、Aの勘定からBの勘定に繰り入れるということにいたしました。

それから、第三号に掲げてあります他の付帯業務でございますが、これは、管理、統計資料、コード表等の利用者への配付、それから利用者間の連絡調整ということでございます。

それから、第四号に掲げておりますのは、現在のところ具体的な業務は予定しておりませんけれども、研究していくうちに何か新しく業務が出てくるかもしれませんということで、その他「必要な業務」ということにしておる次第でございます。

○小川(国)委員 そうすると、第四号の「必要な業務」というのは、現在では考えていない、今後自然発生的なものについて考える、こういうふうに理解してよろしいですか。

○旦政府委員 さようございます。

○小川(国)委員 続いて、第二項に「センターは、前項第四号に掲げる業務を行おうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない」となっていますが、この前項四号が、まだ新しい業務

で、きわめて自然発生的なもので、これから予想される業務であるということであるにもかかわらず、「大蔵大臣の認可を受けなければならない」ことと規定した理由はどういうわけですか。

○旦政府委員 一号から三号までに掲げまして、これは決定をいたしておりますので、その内容につきましては予見でございますが、四号につきましてはどういう業務が出てくるかわからない。したがいまして、このセンターの設立の趣旨にかんがみまして、それに外れるような業務を行うことがあってはならないわけでございまして、その意味で「大蔵大臣の認可」にかかるらしい

○小川(国)委員 三十五条には「センターは、業務の開始前に、業務方法書を作成し」ということになりますが、この「業務」の範囲というものは具体的にどういうものですか。

○旦政府委員 一号から三号までに掲げまして、これは決定をいたしておりますので、その内容につきましては予見でございますが、四号につきましてはどういう業務が出てくるかわからぬ。したがいまして、このセンターの設立の趣旨にかんがみまして、それに外れるような業務を行うことがあってはならないわけでございまして、その意味で「大蔵大臣の認可」にかかるらしい

○小川(国)委員 「大蔵大臣の認可」というの

は、こういう業務についてしっかりとがをはめでいかなければいけないという意味でございますか。

○旦政府委員 このセンターの設立の目的に外れたような業務が行われるということにつきましては、たがをはめていく必要があるということです。

○小川(国)委員 三十六条には事業年度のことが書かれておりますが、年度ごとの事業計画の認可では、この業務方法書の代替が不可能なのかどうか、不可能とすればその理由はどういうわけか。

○旦政府委員 三十五条に業務方法書の規定がございますが、これによりまして、業務の開始前に

センターは業務の方法の内容について規定をいたしまして、それを大蔵大臣認可にかかるらしめておるわけでございますが、それに基づきまして個別の年度の事業を行つていくことございます。

○小川(国)委員 うことで、三十七条に「予算等の認可」といいます。それで、三十七条に「予算等の認可」といふことで、各年度ごとの事業計画等につきまして大蔵大臣の認可をその枠の中において受けるといふことでございます。

○小川(国)委員 そうすると、あくまで三十五条の業務方法書を受けて、三十六条以降、こういう年度ごとの事業計画といふものは立つていく、こういうふうに理解してよろしいですか。

○旦政府委員 さようございます。

○小川(国)委員 三十五条には「センターは、業務の開始前に、業務方法書を作成し」ということになりますが、この「業務」の範囲といふのは、公団、公社のいろいろな業務方法書について研究

をしているのですが、ほとんどの場合、業務開始の際あるいは業務の開始後において滞滯なく業務方法書を作成するということになつておるわけです。そうすると、皆さんの方では、センターが業務を開始する前に業務方法書をつくるなければならぬということになりますと、一体だれが業務方法書を作成することになりますか。

○小川(国)委員 「大蔵大臣の認可」というふうに考へておつても、他

関係の業務は、電電公社からデータ通信設備サービスから受け取るというふうに考へておつても、

○小川(国)委員 「大蔵大臣の認可」というの

代理着席

〔小泉委員長代理退席、山下(元)委員長

○旦政府委員 このセンターは、法律を御承認いたされば、ことしの秋設立をいたしたいと考えておりますが、現実の業務の開始は来年の七月ということございまして、その間大分期間があるわけでございます。したがいまして、その間に業務方法書を作成いたしたい、かように考えておるわけであります。

○小川(国)委員 業務方法書は、このセンターの業務方法書であるわけです。したがって、センターが業務を開始する前に業務方法書を作成するということは、それが主体となって業務方法書を作成するのかという疑問が出てくるわけです。ですから、これはだれが主体となって業務方法書を作成されるのか。

○旦政府委員 このセンターの理事長等の役職員が研究いたしまして業務方法書を作成することになります。

○小川(国)委員 正式に設立されてスタートをしないうちに役員が業務方法書を作成するということは、おかしいことになりませんか。

○旦政府委員 ここで言つております業務は、コンピューターでプログラムに従つて航空貨物の電算の処理をするというのを業務と考えておりますので、センターができましてから業務を開始する来年の七月までの間に業務方法書を定めるということございます。

○小川(国)委員 これは御注意を申し上げておきますけれども、これは事業主体が業務方法書といふものをつくって大臣の認可を受けていくわけなんです。皆さんの方は、業務の開始前に業務方法書をつくるということになりますと、これはセンターがつくった業務方法書ということにはならないものになつてしまふわけです。そうすると、これは大臣の認可を受けなければならないとして、その主体が業務方法書を作成したのでなければそれは正式な業務方法書にならないわけでございますから、この「業務の開始前に」というのは、開始の際にとか開始の後にというふうに変えられない、これは内容的におかしくなるのでは

ないか。この点はまた今後の委員会の中で御検討をいただきたいと思います。

もう一度繰り返して言いますが、業務方法書が大臣の認可を受けるということは一体いかなる意味を持つかということは、皆さん方は、あくまで業務方法書の認可を受けるということは業務開始の法定要件である、したがつて、その業務方法書をつくり、大臣の認可を受けて、そうしてそれを従つて年度ごとの事業計画を立てていく。そういう筋道でなければならない、こういう考え方についていることは確認されてよろしいですか。

○旦政府委員 さようございます。

○小川(国)委員 それでは三十五条については十分御検討願いたいと思います。

それから、結論的に言いますと、このシステムの導入によって、一連の業務の中で一体どこが短縮されるのか、ひとつ端的におっしゃついていただきたいと思います。

○旦政府委員 このシステムが動きますと、現在では貨物が入つてまいりますと通関業者がその通知を受けまして、それに基づいて通関業者が輸入の申告書を作成するわけでございます。その際に税額も計算いたしまして、それを税関に提出いたします。そうして、税関はそれを受けてその書類に税額の間違いないか等の審査をいたしました。それでこの審査がパスしますと、税関はその通関業者あるいは輸入者に対しまして税額がこれになつたということを通知いたします。それに基づいて、今までの通関業者あるいは輸入業者は納税納付書を持って銀行に参りまして、その税額を納付する。その領収証書を持ってまた税関に参りまして、その領収証書を提示いたしまして、そこで輸入の許可がおりるわけでございます。したがいまして、そのような一件につきまして税関と輸入者あるいは通関業者との間に数回の往復があるのでございますが、まずこの点が、輸入者あるいは通関業者はその事務所におきまして端末機に諸要素を入力することによって申告が済んだと

く必要がなくなると、ということは一つでございます。それからまた、振替納税の制度をつくつておりますので、従来銀行に行きまして税金を納めてその領収証書を持ちまして税關に行くという手数をつくり、大臣の認可を受けて、そうしてそれから、もう一度繰り返して言いますが、業務方法書が大臣の認可を受けるということは一体いかなる意味を持つかということは、皆さん方は、あくまで業務方法書の認可を受けるということは業務開始の法定要件である、したがつて、その業務方法書をつくり、大臣の認可を受けて、そうしてそれを従つて年度ごとの事業計画を立てていく。そういう筋道でなければならない、こういう考え方についていることは確認されてよろしいですか。

○旦政府委員 さようございます。

○小川(国)委員 それでは三十五条については十分御検討願いたいと思います。

それから、結論的に言いますと、このシステムの導入によって、一連の業務の中で一体どこが短縮されるのか、ひとつ端的におっしゃついていただきたいと思います。

○旦政府委員 さようございます。

○小川(国)委員 それで三十五条については十分御検討願いたいと思います。

それから、結論的に言いますと、このシステムの導入によって、一連の業務の中で一体どこが短縮されるのか、ひとつ端的におっしゃついていただきたいと思います。

○小川(国)委員 次に、航空局にお伺いをいたしました。ついで東京国際空港長からAOCの議長あてに輸入貨物の増大に対して、スポット不足のため輸入貨物の制限をしてほしい旨の申入れをしているが、なぜ羽田のスポットを今までふやさなかつたのか。

○松本(操)政府委員 お答え申し上げます。

○小川(国)委員 次に、羽田の空港においては可能な限りの、たとえばAランの一部をつぶすというふうなことをいたしましてスポットの増大に対処いたしてまいつたわけでございますが、しかしながら貨物の置き場といふものも一定程度の、これは税関の方の関係でございますが、特別の地区に限られております。こういうふうなことをいたしましても、なおかつ貨物が非常にふえてしまいまして置き場がなくなってきた。それが他の航空機の運用にまで支障を來してくるおそれが生じてしまつたので、先生ただいまおっしゃいましたように四十八年の十月、AOCと申しまして日航を含めまして各外国航空会社の国際線の会社の集まりの議長に対し、ある程度のコントロールをしてほしいということを申し入れた

じやないか。皆さんの方が配られたいろいろなパンフレットを見ると、スポットがなくて滑走路まで、おっしゃるようにAランまで使つて、たとえば燃料タンクは空港敷地内に置かなければなりません。そして、許可をもらいましてそのままの許可書をもらってきてと、いう手数がございましたが、それでもなくなるということでございました。そこで、許可をもらいまして、その利用は考へないのか、こういうことを考へていけば、当然その辺の配慮はできるはずなんですが、それを今まで怠つていたか、その点はどうですか。

○松本(操)政府委員 御指摘のように、私どもいたしまして当面可能な限りのスポットの増加は図つてまいつたわけでございますが、いまおっしゃいましたようなたとえば燃料タンク、これは必ずしも港内にある必要はございません。それはおっしゃるとおりでございます。しかし、あの裏側は蒲田あるいは川崎の非常な密集地帯でございまます。

○小川(国)委員 次に、羽田の空港においては可能な限りの、たとえばAランの一部をつぶすというふうなことをいたしましてスポットの増大に対処いたしてまいつたわけでございますが、しかしながら貨物の置き場といふものも一定程度の、これは税関の方の関係でございますが、特別の地区に限られております。こういうふうなことをいたしましても、なおかつ貨物が非常にふえてしまいまして置き場がなくなってきた。それが他の航空機の運用にまで支障を來してくるおそれが生じてしまつたので、先生ただいまおっしゃいましたように四十八年の十月、AOCと申しまして日航を含めまして各外国航空会社の国際線の会社の集まりの議長に対し、ある程度のコントロールをしてほしいということを申し入れた

○小川(国)委員 私が申し上げたいのは、羽田地区の敷地内の利用が有効に使用されていない

へ向かいまして現在ランウェーなりエプロンなりのあります範囲内において最大限の土地の活用を図つていく、こういうような方向で從来努力をしてまいりました。

沖合い展開の問題につきましては、これは現在東京都とようやく具体的な話をこれから詰めようというふうに、都の方も都知事みずから大臣のところへお越しいただきましたが、積極的な御発言がございましたので、これから問題として大いに取り組んでまいるべき問題かと考えております。

○小川(国)委員 これは運輸省は非常に怠慢だと思つたのですね。スポットの不足がこういう航空貨物の方の渋滞まで引き起きてきている。ところが、その燃料タンクを移す問題にしても駐車場の工夫についても、されていない。それから日航の機長会から埋立地を使ってはどうかという申し入れはもっと早くから出でておって、そしてスポットの数をふやせ、こういう申し入れが皆さんの方になされていましたじゃないですか。

○松本(操)政府委員 いま先生おっしゃいました、日航の機長会からそのような申し出が公式にありましたかどうか、申しわけございませんが私はいま明確な記憶がございませんが、仮にそういうことがあつたといたしましても、あの埋立地は、現在の廃棄物処理場といふ形で埋め立てと申しますか、投棄を行つてある場所でございますので、そこをいきなりわが方の空港用地として使つてしまつといふ場合にはまらない、手続上

意味において大田区あるいは品川区からのいろいろな御要望等もございます。これらの合意の成り立つた上でございませんと、埋立地の使用ということにはなかなか手がつかない、こういうのが從來の経緯でございます。したがいまして、先ほどお答えに申し上げましたように、ごく最近に至りまして都の方が前向きに取り組むという姿勢をお示いただいたので、これからそれに取り組んでいこう、こういう次第でございます。

○小川(国)委員 日航の機長会から申し入れがあつたのは、すでに昭和四十二年三月なんですね。これは航空局次長さんの方でお調べになればはつきりしていることなんですが、そういう羽田の改善に対する努力というものを運輸省航空局が怠つてきている。そういうことが今度輸入貨物の手続に要する所要時間を短縮するような方向にしわ寄せが出てきている、こういうふうに考えられるので、私どもは、もっと皆さんの側で羽田の空港のあり方そのものをもう少し根本的に考える必要があるたんじやないか、こういう点を指摘しておきたいと思うわけです。

それから、空港公団の総裁が参つていていたときたい。ますので、ちょっとお伺いしたいのですが、成田空港の四千メートルの滑走路の末端から敷地の境界まで三百メートル距離を置いているのですが、この法律上、技術上の根拠を明らかにしていただきたい。

○大塚参考人 成田空港は、御承知のようにわが国を代表する国際空港でございます。したがいまして、世界各国からいろいろの航空機、いろいろの経験を持つたパイロットがやってくるわけですが、いま明確な記憶がございませんが、仮にそういうことがあつたといたしましても、あの埋立地は、現在の廃棄物処理場といふ形で埋め立てと申しますか、投棄を行つてある場所でございますので、そこをいきなりわが方の空港用地として使つてしまつといふ場合にはまらない、手続上

○千葉参考人 実は私は、計画と運用を担当しております空港公団理事の千葉でございますが、技術というのは、飛行場の面につきましても大変日々の経験を持つたパイロットがやつてくるわけですが、いま明確な記憶がございませんが、仮にそういうことがあつたといたしましても、あの埋立地を確保するために、滑走路の能力を可及的ににするため、さらには高度の計器着陸飛行が可能になるようにというようなことを考えまして、着陸帯の外側にある程度の平坦な土地が必要であるといふふうに考えております。そのため、三百メートルに亘る余裕を持つておるところが非常に多くあります。海外におきましても、大きな空港においてはそうした余裕を持つておるところが非常に多いわけでございます。

なお、海外におきましても、大きな空港においては、いま申し上げましたように、これは技術的には、いま皆さんが鉄塔除去を求めているところを考えておりましたところ、ちょうど世界的に、フランスのドゴール空港、それとかカナダのミラベルとか、そういうふうな一流の空港が計画をされ始めました。それで、いま先生の御指摘の滑走路の末端から境界までの三百メートルでございますが、実はもつとぐっととつております、三百以上。私もせんだつては見てまいりましたけれども……。

そこで、いま申し上げましたように、これは技術的な面でこの三百程度の余地を残しまして、これは先ほど総裁からお話をありましたように、国際空港であつて、そしていろいろな経験のパイロットがやつてまいりますので、こういった点で離着陸の安全を確保するためには、新空港においてはぜひとも三百程度のものは要るんだ、そういう技術的な判断、こういった面から三百としたわけでございます。しかも、これは国際的にみなそぞらといふふうに思うのですが、あなた方がなぜいかといふふうに思うのですが、あなた方がなぜそれを三百メートルにしたのか、その法律的な

あるいはまた技術的な根拠というものがどういうところにおありになつたか。

○大塚参考人 これは技術的には三百メートルでなければならぬというはつきりしたことはございません。先ほど申し上げましたいろいろな必要性

といふふうに思つたのです。ほかの諸外国の例に見ましても、三百メートルのところもあれば五百メートルのところもある

ということで、いろいろその土地の条件等も考慮をして決められるわけでございます。

なお、法律的にはこれはもう空港本体という考え方で、私どもは当然その中に入つておるというふうに考えております。

○小川(国)委員 どうもその三百メートルにした根拠というのが明確でないのですがね。なぜ三百メートルという基準を決められたか、その物差しがあります。

○千葉参考人 実は私は、計画と運用を担当しております空港公団理事の千葉でございますが、技術

というのは、飛行場の面につきましても大変日々の経験を持つたパイロットがやつてくるわけですが、いま明確な記憶がございませんが、仮にそういうことがあつたといたしましても、あの埋立地を確保するために、滑走路の能力を可及的に

するため、さらには高度の計器着陸飛行が可能になるようにというようなことを考えまして、着陸帯の外側にある程度の平坦な土地が必要であるといふふうに考えております。そのため、三百メートルに亘る余裕を持つておるところが非常に多くあります。

そこで、いま申し上げましたように、これは技術的には、いま皆さんが鉄塔除去を求めているところを考えておりましたところ、ちょうど世界的に、フランスのド

ゴール空港、それとかカナダのミラベルとか、そ

ういったような一流の空港が計画をされ始めました。それで、いま先生の御指摘の滑走路の末端から境界までの三百メートルでございますが、実はもつとぐっととつております、三百以上。私もせんだつては見てまいりましたけれども……。

そこで、いま申し上げましたように、これは技術的な面でこの三百程度の余地を残しまして、これは先ほど総裁からお話をありましたように、国

際空港であつて、そしていろいろな経験のパイロットがやつてまいりますので、こういった点で離着陸の安全を確保するためには、新空港においてはぜひとも三百程度のものは要るんだ、そういう技術的な判断、こういった面から三百としたわ

けでございます。しかも、これは国際的にみなそぞらといふふうに思うのですが、あなた方がなぜそれを三百メートルにしたのか、その法律的な

ささらに補足しますと、羽田空港におきましては、ちょうど海面になつておりますので、そういうふうな問題がないというようなことで、羽田空港とちょっとまた性格が違つてくる、こういふふうに思つています。

○小川(国)委員 千葉さんは技術者ですか。

○千葉参考人 さようでございます。

○大塚参考人 技術者なら、それで技術的根拠を聞いているんで、技術的根拠を説明願いたいのですよ。いま総裁は技術的根拠はないといつたんですよ。あなたが言つてるのは、ド

ゴールとかいろんな名前を出してくるんだけれども、どういう航空法上、あるいは航空技術上の根拠があつて三百メートルと決めたか、技術的根拠を聞いてるんで、技術的根拠はないとおつしやつたんですよ。あなたが言つてるのは、ド

ゴールとかいろんな名前を出してくるんだけれども責任があらうかと思つます。その点において私どもも責任があらうかと思つますので、お答えを申上げたいと思います。

○松本(操)政府委員 これは私どもの方で認可をしております関係がございますので、やはり先生のおっしゃる技術的な根拠があつて私どもも認可をしたわけでございます。その点において私どもも責任があらうかと思つますので、お答えを申上げたいと思います。

ILSというものが滑走路の端に置いてござります。これは電波を出します。電波を前にも後ろにも出します。この電波は一たん地面にぶつつけたから空中にはね上げるという仕掛けになつておられます。そこで、滑走路の両側にILSがあります。これは電波を出します。電波を前にも後ろにも出します。この電波は一たん地面にぶつつけられると、正確にILSから電波が出ません。それから、ILSの後ろへ出る電波、これが邪魔になります。

ILSというものが滑走路の両側に相当平らな部分がございませんと、正確にILSから電波が出ません。

それから、ILSの後ろへ出る電波、これが邪魔になります。

ILSというものが滑走路の両側に相当平らな部分がございませんと、正確にILSから電波が出ません。

それから、ILSの後ろへ出る電波、これが邪魔になります。

ILSというものが滑走路の両側に相当平らな部分がございませんと、正確にILSから電波が出ません。

それから、ILSの後ろへ出る電波、これが邪魔になります。

ILSというものが滑走路の両側に相当平らな部分がございませんと、正確にILSから電波が出ません。

それから、ILSの後ろへ出る電波、これが邪魔になります。

ILSというものが滑走路の両側に相当平らな部分がございませんと、正確にILSから電波が出ません。

それから、ILSの後ろへ出る電波、これが邪魔になります。

ILSというものが滑走路の両側に相当平らな部分がございませんと、正確にILSから電波が出ません。

それから、ILSの後ろへ出る電波、これが邪魔になります。

りますから、後側の方は別にクリアランスを考  
える必要がございません。前の方を十分とつてお  
かなければいけない、こういう意味で、先生おつ  
しやるよう、滑走路の末端からいきますと二百  
六十になるかと思いますが、その位置までは ILS  
Sの電波を保障する、こういう意味において必要  
で、これがいま公団からありましたように、いろ  
いろと距離が大きくとれたりなってきておる、  
こうしたことをございます。

○小川(国)委員 ILSのことは私も承知してお  
りますが、あなた方がアプローチエリアを考えた  
場合、四千メートル滑走路の外に千百メートルの  
用地が必要だったのではないのですか。千百メー  
トルでいけないという何か根拠はおありになるの

けたいと思いますが、千百メートルをあなたの方が当初の事業計画から落としたというところに大きな失敗があつて、したがつて私が伺った三百メートルについては公団も技術的な根拠は答弁できなかつた。こうしたことになつてくるんじやなからうかと思ひます。

れば、羽田に持ちました端末機を成田に移すといふことになるかと思ひます。

○小川(国)委員 私は、そういうふうに考えませんと、四十億円の金が投下されても、みすみすそれがむだになつたら、大蔵省の責任というのも大きいと思ひますし、一億円のレンタル料というものはこれから毎月払つていがなければならぬい、最近はこの電子計算機のレンタル料というのは大体四十カ月というふうに聞いておりますので、成田の供用開始の時期が政府が法的に確定しないといふ段階で皆さんがそういう見込みで出発されると、これは大変な赤字の問題になりやしないかと、こういう点から御指摘を申し上げたわけであります。

で、調べて後立刻報告したいと思います。  
第二点の成田市内での新幹線の工事の関係でござりますが、現在鉄道建設公団が現地におきまして、成田線の交差部から空港の中にかけまして、用地の地元の折衝、それから御指摘ございました根木名川の工事等にかかりっております。問題の根木名川の交差部分の関係でございますが、これにつきましては、先ほど御指摘ございましたように河川法に基づく県との協議を経まして現在公団が工事を進めておるわけでございます。この協議の内容でございますが、成田空港新線を根木名川の交差ということで協議をいたしているということをお先ほど電話で確認をいたしております。  
以上でございます。

○松本操(政府委員) これはかねがね先生からその御指摘をいただいておるわけでございますが、ILSそのものにつきましては、電波を直接出しますので、どうしても平らな部分が必要になります。それから先の部分につきましてはランプを並べるわけでございます。そこを全部空港用地として押さえるかどうか、事業認定をかけるかどうかという点について、実は当時の判断、いま私どもそのようになっておりますが、できる限り任意買収という形でやってまいりたいということで、ぎりぎりのところまでは空港用地に入れ、それか

さりぎりのところまでは空港用地に入れ、それから先は任意買収という形にした、こういう事実でござりますが、これはかねがね先生から御指摘をいただいているところでございまして、そこまで全部入れて考えておいてもよかつたのではないか、こういう御指摘については、そういう考え方であつたのではなかろうかというふうに私もいま考えております。しかし、当時の考え方としては、その部分については任意買収で穢やかに話をつけてまいりたい、こういうふうな考え方であつたわけでございます。

○小川(国)委員 この点は皆さん方の失敗ということでしようから、これは何論言つても失敗だとはなかなか認めにならないので、繰り返しは避けでございます。

○旦政府委員 私どもがこのシステムを考えましたのは数年前のこととござりますけれども、今般お願いしましたこの法案によりましてこのセンターができますれば、直ちにこのシステムを実施に移したい、かように考えております。したがいまして、もしその時点におきまして成田空港が開港していないという事態でありますれば、現在の羽田でこのシステムを開始いたしたい、かように考えておりますので、一応成田とは遮断されておると申しますか、もしそれまでに幸いにして成田が開設になりますれば、もちろんこの端末機も成田に据えつけるということになりますけれども、もしそれがかないません場合には、羽田で実施をいたす、そしてその後も成田が開港になります

から現在空港の資材輸送駅になつておりますとこ  
ろまで国鉄の線を延長する、こういう理解で占め  
許可を与えた、ところが、鉄建公団はこれは新幹  
線だと主張をして、そういう表示のもとに工事を  
開始している、いずれが真相であるか、その辺を  
明らかにしていただきたいわけです。

○田中説明員 お答え申し上げます。

先生御質問ございました第一点の駅工事の関係  
につきまして、ただいまちょっと急な御質問で、  
資料を持ち合わせをいたしておりませんのでお咎  
えができない状況でございます。

それから、御指摘は空港の中のターミナルの工  
事かと思いますが、その部分だけが幾らかといふと  
ことをちょっと私、いま手元にございませんの

いのでござります。  
運輸省の方に、成田空港の駅工事の予算は総額  
幾らで、実施予算は幾らになっているか。  
時間がないのでまとめてお伺いします。成田新  
幹線工事が成田市内で鉄建公団によつて行われて  
おりますが、根木名川の横断鉄橋工事について、  
千葉県知事から河川法に基づく占用と工作物設置  
許可を昨年十二月に受けたと聞くが事実か。申請  
書と許可書の写しを提示願いたい。この中で千葉  
県は国鉄在来線の延長工事、いわゆる国鉄成田駅  
から現在空港の資材輸送駅になつておりますと、

面のトップで大きく指摘されているのですが、皆さんの方は、県に対する申請工事は成田新線ということで出して、後から幹という字を入れたそうです。そうすると、これは千葉県知事は、東京都知事も同様ですが、空港新幹線には関係市町村が全部反対ということで、両知事も反対を表明した状況にあるわけなんです。したがって千葉県知事はこの新幹線についての占用許可是おろせない政治的立場にあるわけなんです。したがって成田新幹線ならばということで、国鉄成田駅から在来線の延長ということで、貨物駅までの工事ならば、あるいは在来線の延長で空港まで持っていくならば、ということとて知事は同意を与えたはずなんですね。ところが皆さんは成田新線で許可をと

けたいと思いますが、千百メートルをあなた方が当初の事業計画から落としたというところに大きな失敗があつて、したがつて私が伺つた三百メートルについては公団も技術的な根拠は答弁できません。い、こうしたことになつてくるんじやなからうかと思ひます。

それから大蔵省の方に、皆さん、この法案の概要説明によりますと、成田空港の開港は五十二年中と見込まれる、こういうふうに書いておられるのですが、これは非常におかしいのではないか。何となれば、成田開港の時期は法的には明示されてないわけです。航空法の四十条によりますと、空港の供用開始の予定期日というものは告示されなければならないということになつていてるわけなんです。この告示は昭和四十六年四月一日となっておりまして、もうすでにその時期は経過してしまつておりますし、事実上何の意味もないわけなんです。そういう法律で裏づけられた供用開始の予定期日を欠いたまま、これを前提とした法律をつくることは大変な問題ではないか、こういうふうに考えるわけなんですが、すでに二千億円を超える金がむだに投下されておりながら、さらに皆さんのがこうした施設に四十億円も投下する、というのは一体どういうわけか、この点をお伺いします。

○旦政府委員 私どもがこのシステムを考えましたのは数年前のこととござりますけれども、今般お願いしましたこの法案によりましてこのセンターができますれば、直ちにこのシステムを実施に移したい、かようと考えております。したがいまして、もしその時点におきまして成田空港が開港していないという事態でありますれば、現在の羽田でこのシステムを開始いたしたい、かように考えておりますので、一応成田とは遮断されておると申しますか、もしそれまでに幸いにして成田が開設になりますれば、もちろんこの端末機も成田に据えつけるということになりますけれども、もしそれがかないません場合には、羽田で実施をいたす、そしてその後もし成田が開港になります

から現在空港の資材輸送駅になつておりますとこ  
ろまで国鉄の線を延長する、こういう理解で占め  
許可を与えた、ところが、鉄建公団はこれは新幹  
線だと主張をして、そういう表示のもとに工事を  
開始している、いずれが真相であるか、その辺を  
明らかにしていただきたいわけです。

○田中説明員 お答え申し上げます。

先生御質問ございました第一点の駅工事の関係  
につきまして、ただいまちょっと急な御質問で、  
資料を持ち合わせをいたしておりませんのでお咎  
えができない状況でございます。

それから、御指摘は空港の中のターミナルの工  
事かと思いますが、その部分だけが幾らかといふと  
ことをちょっと私、いま手元にございませんの

いのでござります。  
運輸省の方に、成田空港の駅工事の予算は総額  
幾らで、実施予算は幾らになっているか。  
時間がないのでまとめてお伺いします。成田新  
幹線工事が成田市内で鉄建公団によつて行われて  
おりますが、根木名川の横断鉄橋工事について、  
千葉県知事から河川法に基づく占用と工作物設置  
許可を昨年十二月に受けたと聞くが事実か。申請  
書と許可書の写しを提示願いたい。この中で千葉  
県は国鉄在来線の延長工事、いわゆる国鉄成田駅  
から現在空港の資材輸送駅になつておりますと、

面のトップで大きく指摘されているのですが、皆さんの方は、県に対する申請工事は成田新線ということで出して、後から幹という字を入れたそうです。そうすると、これは千葉県知事は、東京都知事も同様ですが、空港新幹線には関係市町村が全部反対ということで、両知事も反対を表明した状況にあるわけなんです。したがって千葉県知事はこの新幹線についての占用許可是おろせない政治的立場にあるわけなんです。したがって成田新幹線ならばということで、国鉄成田駅から在来線の延長ということで、貨物駅までの工事ならば、あるいは在来線の延長で空港まで持っていくならば、ということとて知事は同意を与えたはずなんですね。ところが皆さんは成田新線で許可をと

うことになりますかとお伺いします。

○小川(国)委員 私は、そういうふうに考えませんと、四十億円の金が投下されても、みすみすそれがまだになつたら、大蔵省の責任というものは、これから毎月払つていかなければならぬい、最近はこの電子計算機のレンタル料というのは大体四十カ月というふうに聞いておりますので、成田の供用開始の時期が政府が法的に確定しないといふ段階で皆さんのがそういう見込みで出発されると、これは大変な赤字の問題になりやしないかという、こういう点から御指摘を申し上げたわけであります。

最後に成田新幹線についてちょっとお伺いしたいのでござります。

○運輸省の方に、成田空港の駅工事の予算は総額幾らで、実施予算は幾らになつてあるか。

時間がないのでまとめてお伺いします。成田新幹線工事が成田市内で鉄建公団によって行われておりますが、根木名川の横断鉄橋工事について、千葉県知事から河川法に基づく占用と工作物設置許可を昨年十二月に受けたと聞くが事実か。申請書と許可書の写しを提示願いたい。この中で千葉県は国鉄在来線の延長工事、いわゆる国鉄成田駅から現在空港の資材輸送駅になつておりますところまで国鉄の線を延長する、こういう理解で占用許可を与えた、ところが、鉄建公団はこれは新幹線だと主張をして、そういう表示のもとに工事を開始している、いずれが真相であるか、その辺を明らかにしていただきたいわけです。

○田中説明員 お答え申し上げます。

先生御質問ございました第一点の駅工事の関係につきまして、ただいまちょっと急な御質問で、資料を持ち合わせをいたしておりませんのでお答えができない状況でございます。

それから、御指摘は空港の中のターミナルの工事かと思いますが、その部分だけが幾らかというふうなことをちょっと私、いま手元にございませんの

で、調べて後刻御報告したいと思います。

第二点の成田市内での新幹線の工事の関係でございますが、現在鉄道建設公団が現地におきまして、成田線の交差部から空港の中にかけまして、用地の地元の折衝、それから御指摘ございました根木名川の工事等にかかりております。問題の根木名川の交差部分の関係でございますが、これにつきましては、先ほど御指摘ございましたように河川法に基づく県との協議を経まして現在公団が工事を進めておるわけでございます。この協議の内容でございますが、成田空港新線は根木名川の交差ということで協議をいたしているということを先ほど電話で確認をいたしております。

以上でございます。

○小川(国)委員 そうすると成田新線に関する協議、こういうことですか。新幹線ではないといふことで占用許可を受けた、こういうふうに理解してよろしくございますか。

○田中説明員 この件につきましては、これは電話で私確認しただけでございますので、成田空港新線という表現が協議の中で使われておるようですがござりますから、これがどういうことを意味しておるか等につきましては、なお私どももよく調査をいたしたいと思っております。

○小川(国)委員 これはきょうも朝日新聞の社会面のトップで大きく指摘されているのですが、皆さんは、県に対する申請工事は成田新線といふことで出して、後から幹という字を入れたそうです。そうすると、これは千葉県知事は、東京都知事も同様ですが、空港新幹線には関係市町村が全部反対ということです。両知事も反対を表明したことあるわけなんです。したがつて千葉県知事は、この新幹線についての占用許可是おろせない政治的立場にあるわけなんです。したがつて成田新線ならばということで、国鉄成田駅から在来線の延長ということで、貨物駅までの工事ならば、あるいは在来線の延長で空港まで持つていくならば、ということで知事は同意を与えたはずなんですね。ところが皆さんの方は成田新線で許可をと

て、後からそこへ幹という字を入れてしまった。

これは千葉県をだましたことになりやしないか、非常に重大な問題だというふうに思うのですが、この点はどういうふうに運輸省として処置をお願いになるか。

○田中説明員 幹の字を入れたと、いうようなことです。等につきましては、私ども実はけさ新聞を見ましてそういうことがあったということを確認といいますか、新聞で見たわけでございますが、先ほどもお答え申し上げましたように、現在鉄道建設公団において工事が進められておるわけでございまいますが、県とのいろいろな交渉経緯等があるかと田中説明員 いりますので、私どもいたしましては、そちらの実情につきましてなおさらには調査検討をいたしました。

いと思っております。  
○小川(国)委員 これはたまたま大蔵委員会で  
の法案の関連として質問させていただきましたの  
で、当委員会に資料の提示をひとつ委員長からお  
取り計らい願いたいと思います。

と申しますのは、このターミナル駅の工事に一ましてもあるいは新幹線工事にしましても、成田新幹線の用地というものは、まだ沿線は一坪も買うてないという状況にあるわけなんです。これは東京都知事、千葉県知事、関連市町村全部反対で、

新幹線の用地が全然買えないのに空港の中に駅をつくったり、今度はまた橋をかけたり、全く予算の浪費になるのじゃないか。大変な額に上つております。ましてやまた、この千葉県知事に対して、こういう正規な許可を受けてない形の工事として、新幹線工事としてこれをやっているとすれば、これは重大な問題ですから、その点についてはさらに今後ただしてまいりたいと思いますが、一応関係資料についてはひとつ当委員会へ提出をお願いしたいと思います。

それからもう一つ資料の提出だけお願ひしておきたいのですが、空港公団に対しまして、成田新空港の中ににおける営業者調べというのを私は三空港公団に書類を求めていたのですが、現在まで空港のビルの中に地元関係で六十八社、その他で六

十三社、計百三十一社が當業許可を受けていると  
いうことを承っているのですが、これは皆さんの  
方では内定の段階だから出せないと言っているの  
です。先日来私の要求に対し、社数と面積は出  
してまいりましたのですが、そこを利用する地  
元その他の会社の社名、それから資本金、代表者  
名、それから許可面積及び位置図、これをぜひ正  
式な資料でひとつ御報告をいただきたい。この点  
を私二度要求して二度資料をもらいましたが、い  
ずれもまだ不完全でございますので、最終的にい  
ま申し上げた資料を当委員会を通じてでも御提示  
を願いたい。これもあわせてひとつ委員長にお取  
り計らいをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○山下(元)委員長代理 資料の件につきまして  
は、後刻理事会において協議いたしまして、その  
ように取り計らいたいと思います。

貝沼次郎君。

○貝沼委員 航空運送貨物の税関手続の特例等に  
関する法律案につきましてお尋ねいたします。大  
体三點ぐらいにわたくち簡単にお尋ねをしてまい  
りたいと思います。

その一つは、今回コンピューターのシステムが  
導入されて、先ほどからいろいろお話をあります  
したけれども、話の都合としてどういう点が意義  
があるのかという点、それからもう一つは、業務  
上の問題、それからさらに、そういうことが完  
璧に行われた場合にさらに問題はないか、こう  
いった大体三點になるかと思いますが、初めてこ  
ういうシステム導入について、先ほどからのお  
話がありますが、もう少し簡単にひとつそのメ  
リットといいますかまだ手の届かないところ、こ  
ういったところについて説明を願いたいと思いま  
す。

○旦政府委員 このシステムが実施されますと、  
まず第一に、従来申告は書面でなされるというこ  
とになつておりますのが書面を要しないといふ  
ことになるわけでございます。したがいまして、  
端末機に通閲業者の申告すべき事項を打ち込みま  
す。

すとそれが申告したということがあります。いながらにして申告書を税関に持つていった第一の効果があるといふことが第一でございまして、それから第二に、税関の側といたしましておかれども、たとえばその品目に対しまして税率でない税率の過ちといふようなのがござらないかということは税関の職員が自分で審査をするわけでございますが、そういうような機械的処理はこのコンピューターで処理される。したまして、税番の間違いがござりますればそのままして税關に持っていくという手続をしておりましても事務の簡素化が図られる。

次に、振替納税の制度が新しく採用されるでございまして、これは先ほど申し上げましたように、銀行に参りまして税額を納めてその領書を税關に持つていくという手続をしておりま

たのが省かれて、税關では残高を電算機で確  
いたしまして、それで輸入の許可をするとい  
てございます。

最後に、税關の輸入の許可がありましたと  
は一々税關からその許可書をもらうといふこと  
く、電算機でたちどころに通関業者に通知が  
るというようなことで、官民ともに非常に省  
され、かつ事務が迅速化されるというメリッ  
トでございます。

○貝沼委員 いまメリットの面ばかり強調さ  
あるわけでございます。

したけれども、必ずしもそうではないといふが先ほどもお話を出ておりました。

○旦政府委員 という説明でありましたが、これはなくなつたのですか。  
ません。また、もし業者が電算機によらずに、これまでの書面による申告をしたいということであれば、それも可能なわけでございます。  
○貝沼委員 それは可能な程度で残すわけですか。  
ますか。と申しますのは、電算機といえども、機械でありますから、二基備えてあるよ

それから、先ほどからの御説明を聞いておりましたと、要するにたくさんの航空貨物が参りまして、その貨物をそれこそ一つ一つチェックしなければならぬわけであります、当然これは從来もうほとんど無事故で通るような種類の物、それからそうでない一々よく検査をしなければならない物というようなものを考へた場合に、ほとんど手続だけで通れるような物については、これはコンピューターシステムの導入によつて仕事上の時間が省けるわけでありますから非常に片づくということですね。ところが、從来から問題になつておられますとえば密輸の問題であるとか、いろいろな物を発見するとか、あるいは植物の検査の問題であるとか、こういった問題については、これはコンピューターではいまその効果を期待することはできないというふうに判断してよろしいわけですか。

○旦政府委員 植物検査等の他法令によります検

査につきましては、このコンピューターの実施に

よりまして変化がないわけでございますので、そ

の点につきましては他省庁において今後その改善

について御努力くださるものと思つておりますけ

れども、しかしあつしやいますように定期的に輸

入されるような物につきましては、検査をするこ

となく、きわめて早く通関をするといふことでござります。一方、それだけの人力の余裕がありま

すれば、それにつきましては密輸防止のための現

品の検査などを重点的に行つて余力が出てくるわ

るわけでございます。

○貝沼委員 要するに伝票整理的な内容のものが

迅速になる、それで從来から問題になつておるものについては、これはこのコンピューターとは直

接関係はないという意味だと思うのですね。

そこで、とかくわれわれは税關の業務といふ

と、そういう密輸の摘発であるとかあるいは農産

物についてくるいろいろな細菌ですね、空輸され

てきておる苗木の検査ですか、ああいうものを実

際空港で見てみますと、農林省が一本一本手に

とつて、卵がついていないかどうかながてやつ

ておるわけですね。こういったことはその後恐ら

く余り変わつてないだらうと思うのですね。とこ

ろが、たとえばウナギなんか非常に商業的に値打

の出るのは、これは、きのうの説明だと、も

う検査なしで入つて、どんどん市場に行つている

わけでしょ。こういう動物、植物という範囲に

おいては一つにくらるものではあるが、その

中において特別検査を受けなければならないも

の、それからそうじやなくとも通るもの、こう

いふたものがあるのですが、この点についてはどう

いうふうにお考えでしょ。か。

○旦政府委員 ただいま御質問ございました動

植物の検査の問題は大蔵省の所管でございません

ので——御指摘のような、あるものにつきまして

はきわめて丁寧に検査をする、それからそうじや

なくて、大量に、コンスタントに入つてくるもの

については検査を省略して迅速に入れておるとい

う事態があるうかと思ひますけれども、何分にも

私どもの所管でございませんのでこの程度にさせ

ていただければと思ひます。

○貝沼委員 それはわかるのです。それは農林省

の関係とかあるいは厚生省の関係とかいろいろあ

るわけであります、やはり税關の一つの感覚の

中で、日本の国に入る時点でどれだけのチエック

をするか、こういふことを考へると、よ

そその所管だから全然わからませんといふことでは

なしに、大体こういう方式で、こういう趣旨で

やつておるものであるといふぐらいのことは知つ

ておかないとまずいのではないか、私はこういふ

意味でいま申し上げておるわけであります。

それから、実際の現場の声などを幾つか聞いて

みますと、この端末機を借りるわけですね、自分で

購入するわけではありませんね、借りるわけであ

りますが、借りる手段がたしか一台五十三万か

ら五十四万ぐらいと言つております。そうする

と、零細の通関業をやつておる方々ではちょっと

高い。これだけ電算機を使つたからといって、仕

事が早くなつたからといって、仕事がふえるわけ

でもない。ただそういう負担だけが多くなつてく

るといふことです。非常に困つておる。それ

によつて人員整理が行われるといふことにならぬ二つか三つ一緒になつて仕事したらどうか

という案のようではありますけれども、やはり業者

として、二つか三つ寄り合つて一つの機械を使う

というのは何となくいい気持ちがしないといふよ

うな話があるようありますので、こういうよ

うな話し合いといいますか、交渉といいますか、

こういふことはどういうふうになつておりますよ

うか。

○旦政府委員 確かにコンピューターの借料と申

しますのは、どのくらいの借料になるというこ

とはまだ確定したわけではございませんけれども、

しかし、かなり高いものでは御指摘のとお

りでござります。したがいまして、零細な通関業

者の場合におきましては、一台自分がまる抱えて

使うには仕事の量が少ないと、何分にも

社が集まつて共同利用するという考えがあるわけ

でござります。現にそういう線で話がまとまりつ

つあるケースもかなり出でております。

しかし、それ以外に私どもが考へておりますの

は、このセンターに端末機を置きましてそれを一

時借りるというようななかつこうで利用をしていた

だくというのも一つの方法ではないかといふこと

で、その線でも関係者にお話をいたしております

ところでございまして、そういう線で端末機を利用す

るという御希望の方もかなり出てきておるといふ

ふうに聞いておるわけでござります。

○貝沼委員 それからもう一つ、業者の心配とい

たしましては、そういうコンピューター化とい

うものが進むに従つてだんだん手がかかるなくなつ

てくるといふようなところから、ひょっとして人

員整理とかそういうようなことが起こりやしない

か、こういう危惧が実は出でているわけでありま

す。これについてはどのようにお考えでしょ

うか、かよう考へておるわけでござります。

現在羽田の飛行場はかなり混雑しておりますの

で、その現状が続きますれば問題があるいはある

かもしませんけれども、成田空港が開設されま

すればその能力はかなりあえてくるわけでござ

りますし、そういう意味からも恐らくこの程度の

伸びにはなるんではなかろうか、かよう考へて

おる次第であります。

○貝沼委員 そういう飛行場の関係、それから荷

物置き場の関係ですね、それからだんだん飛行場

も高くなつてくるであります。こういうよ

うな状況であります。

かに御指摘のとおりでございます。しかし、それ

によつて人員整理が行われるといふことにならぬ二つか三つ一緒になつて仕事したらどうか

という案のようではありますけれども、航空

貨物の伸びといいますのは毎年かなりの伸びであ

るといふことです。したがいまして、それがどう

なるといふことはどういふうになつておりますよ

うか。

○旦政府委員 いま輸入の量がだんだん多くなつ

てくるというお話をございます。たとえば昭和六

十年を目指していろいろな数字が出ておるわけ

がありますが、こういう輸入の伸びといふのは一体

何を根拠にして計算をされるのでしょうか。そし

て昭和六十年度の数字で見ますと、これはもう大

変量になるわけでありますけれども、それを運

ぶ飛行機といふのは全部確保できるのでしょうか。

か。そして、それだけの輸入が、日本の現在の經

済状況の見通しからして実現できるのでしょうか。

か。そして、それだけの輸入が、日本の現在の經

済状況の見通しからして実現できるのでしょうか。

か。この辺はいかがですか。

○旦政府委員 いま御指摘の昭和六十年度までの

輸入の件数の推計を私どもはいたしたわけでござ

りますけれども、その根拠になりますのは、昨年

の五月の企画庁の経済計画も頭に入れつつ、GN

Pの伸び率と航空貨物の輸入の件数との相関関係

を求めるとして、それで推計をいたしたわけでござ

ります。したがいまして、私どもといつしまして

か。この辺はいかがですか。

○旦政府委員 いま御指摘の昭和六十年度までの

輸入の件数の推計を私どもはいたしたわけでござ

りますけれども、その根拠になりますのは、昨年

の五月の企画庁の経済計画も頭に入れつつ、GN

Pの伸び率と航空貨物の輸入の件数との相関関係

を求めるとして、それで推計をいたしたわけでござ

ります。したがいまして、私どもといつしまして

か。これがいま考へ得る最も適正な推計ではなか

らうか、かよう考へておるわけでござります。

○貝沼委員 それからもう一つ、業者の心配とい

たしましては、そういうコンピューター化とい

うものが進むに従つてだんだん手がかかるなくなつ

てくるといふようなところから、ひょっとして人

員整理とかそういうようなことが起こりやしない

か、こういう危惧が実は出でているわけでありま

す。これについてはどのようにお考えでしょ

うか、かよう考へておるわけでござります。

○貝沼委員 そういう飛行場の関係、それから荷

物置き場の関係ですね、それからだんだん飛行場

も高くなつてくるであります。こういうよ

うな状況であります。

うなことから考えますと、私はこの計画そのものに実は非常に問題があるんではないかという気がいたします。この経済計画が果たして実現できるかどうかというはいろいろな機会にもう議論をしておりますから、私はここでやりませんけれども、その問題のある経済計画をもとにしてやつておりますから私は相当無理があるのでないかと思うわけであります。

いずれにいたしましても、このコンピューターのシステムを採用するということは、私はそういう方法をとらなければならぬと思いますけれども、これによってそれが一体得をするのか、本当に得をするのは一体どこなのかと考えてみると、これは税関が得をするのであって、業者は余り得にならないのではないか、むしろ負担があえたるわけありますけれども、そういうことはござるいろいろな関係者が受益をされると思います。確かに、税関は航空貨物を一手に引き受けましてその申告を処理しているわけでございますから、税関が受益する度合いは非常に大きい、かように考えます。しかし、同時に、輸入業者あるいは通関業者は、通関手続が簡素化され、迅速化されるわけでございますから、大きな利益を受けるということにならうと思います。従来二、三日かかりました通関が即日通関ということになりますれば、その荷主もまた利益を受けるわけであります。また業界にしてみますと、自己の在庫管理あるいは料金の計算等もこのコンピューターでできるわけでございますので、非常に受益が大きいのではなかいか、かように考える次第でございまして、税関だけが利益を受けるということではございません。すべての関係者が大きな利益を受けるというふうに考えております。

○貝沼委員 そういうふうになっていたければよろしいと思いますが、実際はやはり心配している人がおりますので、私はこういうことを言つてい

るわけであります。

それから、きのう税関の視察のときには「NAC CS」というバンフレットをいただきましたが、これでちょっとお尋ねしたいのです。

そして羽田の上屋に入つて、ここで荷物についてくる一覧表と、いわゆる航空会社と上屋の人たちでこの荷物の点検というか照合をするわけですね。それから、今度は申告書をつくって、これだけのものが入りましたというふうことを言い、そしてそれは保税運送をしてよろしいということになります。そのための上屋の方に運ばれる、こういうことです。

その通る道は一般道路である、そしてこれはアルミの箱のついたトラックで運ばれる、こういうことなのであります。

○旦政府委員 このシステムが稼働いたしますと、いろいろな関係者が受益をされると思います。確かに、税関は航空貨物を一手に引き受けましてその申告を処理しているわけでございますから、税関が受益する度合いは非常に大きい、かのように考えます。しかし、同時に、輸入業者あるいは通関業者は、通関手続が簡素化され、迅速化されるわけでございますから、大きな利益を受けるということにならうと思います。従来二、三日かかりました通關が即日通關ということになりますれば、その荷主もまた利益を受けるわけであります。また業界にしてみますと、自己の在庫管理あるいは料金の計算等もこのコンピューターでできるわけでございますので、非常に受益が大きいのではなかいか、かのように考える次第でございまして、その間においてそういう事故が起こることになりますけれども、これは確かにそういう危険があるわけでございます。したがいまして、この点に

○旦政府委員 保稅運送の際の事故の問題でござりますけれども、これは確かにそういう危険がありますが、こういうところでもし事故が起こり得る可能性があるとするならば、これは密輸の絶好のチャンスになるというふうに考えられるわけであります。

○旦政府委員 保稅運送の際の事故の問題でござりますけれども、これは確かにそういう危険があるわけでございます。したがいまして、この点に

○旦政府委員 保稅運送の際の事故の問題でござりますけれども、これは確かにそういう危険がありますが、こういうところでもし事故が起こり得る可能性があるとするならば、これは密輸の絶好のチャンスになるというふうに考えられるわけであります。

かように考えております。

○貝沼委員 なぜこういうことを言うかといいますと、保稅運送中に、たとえば税関としては現在スポット的にチェックをしておるわけですね。ということは、かなり安全にやつておるのだけれども、やはりそういう心配があるからこそそういう方法をとつておるのだと思うのです。したがつて、そういうことがもし起り得るとするならば、税関に対する不信が非常に高くなつてくるわけありますから、その点の注意といいますか対策は怠りなくやっていただきたい、こういう気持でございます。

もう一つは、このシステムに参加している銀行のことです。ここに参加する銀行はどのように銀行を考えておられますか。

○旦政府委員 現在原本に保稅の上屋がござりますが、そこで羽田で揚がりました一部の貨物について通關をいたしております。その原本の税関において通關いたします際には、三菱銀行があそにござりますので、その支店で税金を納めていた

して、そこで羽田で揚がりました一部の貨物について納稅をして、その領收証書を提示していただけます。したがいまして、この点に

○旦政府委員 保稅運送の際の事故の問題でござりますけれども、これは確かにそういう危険がありますが、こういうところでもし事故が起こり得る可能性があるとするならば、これは密輸の絶好のチャンスになるというふうに考えられるわけであります。

と申しましたのは、たまたま近いところに三菱銀行があるということでございますので、必ず原本で三菱銀行に開帳を納付しなければ引き取れません。ほかの銀行でいいわけでございますが、近間にあるのがそこだものですから、そこで御利用になつておるというのが現状でございます。ただ、新しいシステムを設けました際には、振替納稅で端末機もその意味で、恐らく原本におきましては三菱銀行が銀行に入れていただくわけでございますので、その指定を受けたるであろうということでおきます。

ただ、おっしゃいますように、それでは三菱銀行を通さなければ原本で引き取りができないのか、ということになりますと、それは別に振替納稅をしないで、従来どおり、自分の好きな銀行に行って納稅をして、その領收証書を提示していただけます。したがいまして、このシステムができますので、そのまましては、先ほど申し上げましたように申告書を従来どおり書面で出す、このシステムができますので、そういう道は残されておるんだ。その点につきましては、たゞ申し上げまして納稅をして、その領收証書を提示していただけます。それと同様でございます。

ただ、おっしゃいますように、それは余り便利じゃないですね。三菱銀行だけだったら、ほんほんほんぱんたたき込むことによって、入力することによつてすばっと関税が入る。ところが、ほかの銀行の場合は、今度は一々領收証書を持っていかなければならない。ということになると、やはり三菱に口座を持つて、いなければどうしようもないということに最終的にはなつてしまふわけであります。

ですが、これは、たとえばほかの銀行の口座からそのまま連結されるような方法というものは考えられないのですか。

○旦政府委員 現状におきましては、原本におきましては約九〇%の方がこの三菱銀行の原本支店を利用しておられます。ところが、このシステム

から申し出がございません。と申しますのは、

これには端末機を備え、しかも毎日、勘定を振りかえて、先ほど御説明いたしましたように、コンピューター・システムで振替納税の対象になる勘定を別に設けて、それを毎日毎日管理する。しかも、毎日の落としました額につきましては、その夜じゅうに国庫に振りかえるという手続をし、しかも翌日は新たに勘定の振りかえをして十分な資金をその勘定に設けるというような手続がございますので、かなり銀行にとっては負担があるわけですが、これがいきます。したがいまして、現在のところは、その他の銀行からは申し出がございません。されども、これはこれからのお話ですかね。これ

機でどういう貨物がいつ何時に着いたかという  
ような管理あるいはどこに保稅上屋に入ったかと  
いう管理、それからいつ出ていったかといふ管  
理ができます。それからまた、通関業者が輸入者  
に対しまして倉庫料あるいは通関手数料を幾ら  
チャージするかというような計算もこのコン  
ピューターでできるわけでございます。

○貝沼委員 それでこういうようなシステムが、

○貝沼委員 その統一を図るというのは、具体的にどういうふうにやるのでしょうか。たとえば定期的に通達でもって知らせるとか、あるいはいままで出てきたものについて整理したものを知らせます。それで、今後ともそういうことのないようになりますので、從来も慎重に対処してまいりましたけれども、中央におきまして行います品目の判定の会議等において統一を図つてしまいたい、かように考えております。

のと私は思ひます。ただ、こういった問題についてどういうふうにお考えなのかということだけ伺つておきたいと思ひますが、この点いかがですか。

○旦政府委員 現在の通関業の料金につきましては、その最高限を五十年の七月から実施してきてるところでござります。その後の物価の動向等から見まして、業界からもいろいろな希望がござります。そういう希望がございました際には、本省におきましてこれを十分検討いたしまして、料金の引き上げを図つてしまつてきたところでございまして、今後も同様な方法でやつていきたと思います。通関業と申しますのは、何分にも中小企業が多いわけでございまして、しかも輸入者は大きなところもあるわけでございます。そういうことで、その辺の力関係の問題などもございますので、私どももその辺は十分考慮いたしまして從来ともやつてしまりました。今後とも、そういうことで通関料金の適正化を図つてしまりたい、かように考えております。

行機でどういう貨物がいつ何時に着いたかなど、ような管理あるいはこの保税上屋に入ったかと、いう管理、それからいつ出していくかという管理ができます。それからまた、通関業者が輸入者に対しまして倉庫料あるいは通関手数料を幾らチャージするかというような計算もこのコンピューターでできるわけでございます。

○貝沼委員 それでこういふようなシステムが、皆さんのが考えておるようにもうまく作動したと考えても、実はまだ幾つかの問題が考えられるわけであります。

その一つは、たとえば荷物によって実行関税率表にないものがあるわけですね。たとえばいろいろ込み合つたものですね。いろいろな部分がまじり合つていてるような製品、よく言われるのがおもちゃとラジオが一緒になつたとか、こういうようなものやら、あるいは新製品であつていままだに税率の決まってないもの、こういうようなものが出てくるそうであります。このときにいつも通関業者が一体どれだけ掛けいいのか迷う。そこで税関の方に相談をして指導を受けて決めるそうであります。が、その指導がわりと一貫性がない。そして、あるときは幾ら、あるときは幾らといふように指導が出てくるので、そのつど今度書きかえをやらなければならぬということと、そういう指導の一貫性を実は求めておるわけありますが、

こういうような問題はどういうふうに処理いたしますか。

○旦政府委員 新製品でありますとか、あるいは一つのもので二つの機能があつて、どちらの機能を重視して税番を判定するかといふようないろいろむずかしい問題は、確かに御指摘のとおりござります。それからまた、日本におきまして、

○貝沼委員 それでこういふようなシステムが、皆さんのが考えておるようにもうまく作動したと考えても、実はまだ幾つかの問題が考えられるわけであります。

その一つは、たとえば荷物によって実行関税率表にないものがあるわけですね。たとえばいろいろ込み合つたものですね。いろいろな部分がまじり合つていてるような製品、よく言われるのがおもちゃとラジオが一緒になつたとか、こういうようなものやら、あるいは新製品であつていままだに税率の決まってないもの、こういうようなものが出てくるそうであります。このときにいつも通関業者が一体どれだけ掛けいいのか迷う。そこで税関の方に相談をして指導を受けて決めるそうであります。が、その指導がわりと一貫性がない。そして、あるときは幾ら、あるときは幾らといふように指導が出てくるので、そのつど今度書きかえをやらなければならぬということと、そういう指導の一貫性を実は求めておるわけありますが、

こういうような問題はどういうふうに処理いたしますか。

○旦政府委員 その統一を図るというのは、具体的にどういうふうにやるのでしょか。たとえば定期的に通達でもつて知らせるとか、あるいは今まで出てきたものについて整理したものを使はるとか、あるいは一つの講習を開くとか、そういうふうな何か具体的なものをお考えですか。

○貝沼委員 その統一を図るというのは、具体的にどういうふうにやるのでしょか。たとえば定期的に通達でもつて知らせるとか、あるいは今まで出てきたものについて整理したものを使はるとか、あるいは一つの講習を開くとか、そういうふうな何か具体的なものをお考えですか。

○旦政府委員 いろいろな手段がございまして、定期的に品目分類の専門家の会議を本省において開いて、そこで自分の経験しました。あるいは自分が疑問を持っている品目について、自分はこう思うというようなことを提案して、それを皆さんで討議をするという方法もとつております。こういう場合には、事前に各関からその申し入れを受けまして、それを出席者にあらかじめ配付をいたしておきました。その意見を研究して、それで討議をするというのを定期的にやつております。そのほかに、その会議まで待っていたのはとても間に合わないわけでございまして、そのときどきにいろいろな問題がござりますれば、そして疑問があり、あるいは解説に困るというようなことがござりますれば本省に連絡をしてもらいまして、本省とその税關と協議いたしまして、その結論を出す。そして、その結論につきましてはほかの関にこれを流して、その事務の参考に供するというような手段を講じております。

○貝沼委員 それからもう一点は料金の問題であります。

のと私は思ひます。ただ、こういった問題についてどういうふうにお考えなのかということだけ伺つておきたいと思ひますが、この点いかがですか。

○旦政府委員 現在の通関業の料金につきましては、その最高限を五十年の七月から実施してきてゐるところでござります。その後の物価の動向等から見まして、業界からもいろいろな要望がござります。そういう要望がございました際には、本省におきましてこれを十分検討いたしまして、料金の引き上げを図つてしまつてきただころでございまして、今後も同様な方法でやつていきたいと思います。企業が多いわけでございまして、しかも輸入者は大きなところもあるわけでございます。そういうことで、その辺の力関係の問題などもござりますので、私どももその辺は十分考慮いたしまして從来ともやつてしまひました。今後とも、そういうことで通関料金の適正化を図つてしまひたい、かように考えております。

○貝沼委員 そういう業者は非常に大きくて、通関業者は非常に零細であるという点が実は重大な点だと私は思うわけであります。ややもすると業者のために通関業者が押さえられ、うんと悪く言えれば系列化に入つてしまふと、これは非常にややこしいことになつてしましますので、そういったことのないよう気をつけなければならぬと思いますが、実はこれは昭和五十一年人事院の「営利企業への就職の承認に関する年次報告書」というのが出ておりますね。これは高級官僚がどこへ就職したかということが出ておるわけであります。そこでこれをつらつらながめて見ますと、税関のえらい人、こういう方々、ちょっと見ましたらたしか十三名ばかりここに載つております。さて、ほとんどの人が通関業の方に実は入つておるとか、あるいは通関と一緒にやつておる石油販売業であるとか、さらには倉庫業者であるとか、

業であるとか、あるいは大商社のところであるとかいろいろ入っておるわけであります。先ほど旨

長から答弁がありましたように、これを見る限りではこの通関業と一緒にになっておる大運送会社とか、そういうような大きなところが実は同じところなんですね。同じところと言えば語弊がありますけれども、非常に近くにおるわけですね。そういうようなことを見た場合に、恐らくいまのところ問題はないと思いますけれども、しかし官僚天下りということが癡狂という面で非常に見られておる場合に、こういうことについての注意といいますか、指導監督といいますか、こういうことをきちっとやっておかないと私は大変なことになるのではないか、こういう感じがするわけでござります。したがってその点について一体どういうような指導監督をなさつておられるのか。

〔山下（元）委員長代理退席、委員長着席〕

もちろん高級官僚といえども日本国民でありますし、職業の選択並びに自分が得た技能というものをフルに發揮するということは、これは当然のことでありましょうけれども、だからといって疑惑の持たれるようなことがあってはならないし、大事な税関の業務が少しでも疑いが持たれるようなことがあつては、これは世界的に日本はダメージを受けるわけでありますから、その点についての見解を承っておきたいと思います。

○旦政府委員 御指摘のように通関業等におきましてはいわゆる税關のエキスペートのOBの方々が就職されておるのは事実でございます。しかしながらOBの仕事と申しますのは物に即しましてそれに課税するというのが本則でございますので、その際に税率というものは一つしかないわけでございまして、その辺のところは裁量の余地というのは非常に少ない分野でございます。そういう意味で従来の経験のあるOBの方々がそういう通関業等に入られましても、もちろん私どもいたしましては現役の職員には正すべきところは正すということでお手柄を曲げてはいけないということは十分教育しておりますし、そういうことは從来も余りない、また事實上仕事の上でそういうことが、

裁量の余地のない仕事が多いわけでござりますの

で、そういう点につきましては今後とも十分戒心してまいりたい、かように考えております。

○貝沼委員 それから最後に、現在システムを導入するのは航空貨物に限つておるわけでありますけれども、実は航空貨物だけでなく、たとえば海

上貨物とかあるわけでありますから、こういうものについては恐らく将来考へることはあると思うのですが、大体いつごろをめどにこれを考へようとなさつておるのか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○旦政府委員 今回のお願いしております法律におきましては航空貨物の通関ということでお願いしておりますので、したがいまして航空貨物の輸出と輸入両方このシステムに乗せようと思へば乗り得るわけでございますが、とりあえず輸入の方だけでスタートしてみよう、しかもそれは一応東京、つまり羽田かあるいはそれが移りますれば成田ということになりますけれども、そこでまずはやつてみようということをございます。その模様を見まして、その後伊丹をどうするかというようになりますので、そのようなかと思ひますが、そういうことで段階的にやつてしまりたいと思っております。

○荒木委員 一応申告者の便宜ということもありますが、それで申告書類を取り扱いはどういうふうになりますか。

○小瀬委員長 荒木宏君。

いま書面申告の場合にいろいろ提出書類がありますね、仕入れ書あるいは場合によつては証明書、また契約書などありますが、本法案の場合にそうした添付提出書類の取り扱いはどういうふうになりますか。

○旦政府委員 このシステムにおきましては、従来の書面でなされておりました申告書を電算機で入力していただくということでございますので、ただいま御指摘のありましたよくなたとえればインボイスでありますとかそういうものにつきましては、従来どおり書面で提出していただくことがあります。

○荒木委員 それから通關士の記名押印というのも、これはこの法案では十四条適用除外というふうになりますかと思うのです。通關士の審査が行われたかどうかというのは、この情報処理組織の上ではどの時点でどういう方法で確認されることになりますか。

○旦政府委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 初めに手続、二、三お尋ねいたしま

す。

いま書面申告の場合にいろいろ提出書類がありますね、仕入れ書あるいは場合によつては証明書、また契約書などありますが、本法案の場合に

ますね、まだそのところは決定いたしておりませ

ん。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 初めに手続、二、三お尋ねいたしま

す。

いま書面申告の場合にいろいろ提出書類がありますね、仕入れ書あるいは場合によつては証明書、また契約書などありますが、本法案の場合に

ますね、まだそのところは決定いたしておりませ

ん。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 初めに手続、二、三お尋ねいたしま

す。

いま書面申告の場合にいろいろ提出書類がありますね、仕入れ書あるいは場合によつては証明書、また契約書などありますが、本法案の場合に

ますね、まだそのところは決定いたしておりませ

ん。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。これはまだ私どもいま検討中でございま

す。

○小瀬委員長 荒木宏君。

○荒木委員 一応申告者の便宜といふこともありますから、そのために官

す。まだ諸外国におきましてもそういう例はございません。

○旦政府委員 確かにそういう問題がございま

す。

ようないたしますし、また、おっしゃいましたような教示を受けた旨の記録もそこでできることに

なるうと思つております。

○荒木委員 こういった機械が仕事をする上での申告者、関係者の利益が侵されないかということ

で一、二お尋ねしたのですが、私、もう少し基本

的にといいますか、本質的に問題があるのではないか

かと思つておりますのは、これはサービス行為

じゃなく権力行為ですね、納税申告それからそ

れに対する処分。これが、利用しようとすれば當然費用負担がかかつてくる。つまり対価を払わな

ければならない。国のサービス行為の場合に、そ

れを受益する者が受益者負担ということで費用負

担するということは、一応ほかの領域でもあるわ

けですけれども、権力行為に金を出せば早くなる

ということが、果たして社会通念上いかがなもの

であろうか、そういう感じがするわけですね。ほ

かにもいろいろあると思うのです。たとえば交通

違反に対する処分とか、要するにサービス行為

でない権力行為について、金を出せば手続が早く

なる、出さなければそれがおくれるということ

は、ちょっとサービス行政とは私は本質的に違う

面があると思うのですが、これは実務的な問題と

いうよりは、むしろ政務次官に政治的な面で御見

解を伺いたい。

○旦政府委員 政務次官が御答弁なさいます前に

ちょっと申し上げますと、申告を提出するという

ことはその納税者の義務であるわけでございま

して、それは法律上、自分が物を輸入してそれを引

き取るためには申告書を出さなければならぬ。

いまその段階のところで、書面でいか電算機で

いくかということのチョイスは依然としてあるわ

けでございまして、早くなるためには若干の負担

はあっても自分はそちらに乗りたいという場合で

ありますればそれに乗つていただく、それで、從

来どおり書面で自分はやりたい、負担は從来どお

りでありますといふ方でありますれば、それは書

面でやるのは一向に差し支えないとこ

ので、おっしゃるような権力行為だからどうと

いうことではないのではなかろうか、かように私は考えます。

○荒木委員 ちょっとと政務次官にお答えを伺つておきますけれども、私はサービス行政なら、言われる面はそれなりにわからぬでもないのです。ただ、サービスの提供

じやなくて権利義務を課するものでしょう。しか

め、それはたまたまこの場合財産ということにな

ればなりません。わけですから、確かにそれは

の本質の中には、たとえば自由の拘束だとかい

るなんなことがあるわけですね。そういうこと

が、早くしてもらおうと思えば、お金を出せばい

いということになりますと、ちょっと私も、余り

理屈を言っておるのじゃないですかけれども、常識

的で少しどうかなという感じがするのですが、政

務次官の御意見を伺いたいと思います。

○旦政府委員 ちょっとと追加させていただきま

すと、このシステムが動きますと、もちろん税關も

受益するわけでございます。それから納税者の方

も受益するわけでございまして、その受益の度合

によってそのコストをお互いに負担するわけで

ございますから、税關は全然負担しない、全部民

間に負担させるということではございません。非

常に大きな部分は税關が負担することに恐らくな

らうと思いますけれども、そういうことでござい

ますので、それだけつけ加えさせていただきま

す。

○高鳥政府委員 ただいま閑税局長から御答弁申

し上げましたように、この行為は、通關に伴う仕

事が非常に混合的な仕事であります、その中

の、要するに税關が行う分については税關が当然

に費用を負担する、民間が受益する分について民

間が費用を負担するということでありますから、お

金を払えば早くなるというような趣旨とは少し

違うのではなかろうか、そしてまた、こういうも

のが設置をされることとは、仮にこのシステムを通

うふうな趣旨で伺つておったのですが、これはひ

とつ確認をしていただきたいということ。

それから、導入をされますと輸入通關とかある

いは収納部門あるいは保稅部門、現在の書面申告

が勤務をし、別に羽田支所の特別勤務の人は九時

から九時まで二十四時間勤務で三人一組で三交代

でやつておる。泊まりと明けとそれから日勤と、

大臣の監督下にあるとはいえ、特殊法人がずっと

と管理保管している。センターは解散もするわけ

で、そうすると、監督はするけれども、いわゆる

公文書ですね、ファイルといふのは、それを、ま

あ大臣の監督下にあるとはいえ、特殊法人がずっと

と保管していく、そうして解散その他のことに至

る場合があるということになると、そういう面

からも少し考える点があるんじやないかといふふ

う思うのです、さつき申したこととちょっと関

連していることなんですけれども、その点は、お

考へいかがですか。

○旦政府委員 ただいま先生特殊法人とおっしゃ

いましたが、これは法律上の特殊法人ではござい

ませんで、認可法人でござります。そういうこ

とでございますが、しかし、同時にこの法律に

よつて、そのセンターの職員は、その職務上「知

り得た秘密を漏らしてはならない」という守秘義務に

務を課しておりますので、なるほど、電算機に打

ち込まれた要素は非常に密度の高いものでござ

りますけれども、それはそういう守秘義務に

よつて守るというのがこの法案の趣旨でございま

す。

○荒木委員 この職員はストライキもできるわ

けで、公務員じやありませんから。ですか

ら、私は、いろんな面でそういう点は、まだこ

ちらもよくわかりませんのでなんですが、これ

いまのような問題も一応指摘しておいて、これは

検討を深めていただきたいと思うのです。

それから、現在の税關の職員にどういう影響が及ぶか、同僚議員からもお尋ねがありました

けれども、現在の人員の削減は行わない、つまり在勤中の不安だと疑問は多いわけですが、それでも、少くとも労働強化になるようなことはないとい

うふうな趣旨で伺つておったのですが、これはひ

とつ確認をしていただきたいということ。

それから、導入をされますと輸入通關とかある

いは収納部門あるいは保稅部門、現在の書面申告

が勤務をし、別に羽田支所の特別勤務の人は九時

から九時まで二十四時間勤務で三人一組で三交代

でやつておる。泊まりと明けとそれから日勤と、

職員の人はたしか八時三十分から五時まででした

が、あるいはいまと同じ窓口という気になるので、

が変わるのでどうか。そのことに関連して、端末

機、電算機の稼動時間が二十四時間稼動になるの

か、あるいはいまと同じ窓口といふことになるのか。この人員と勤務時間帯について少しお聞かせ

いただきたいと思います。

○旦政府委員 第一点の御指摘でございますが、

私どもはこのシステムを導入して人員の整理をす

るということは考えておりません。それから労働

強化になるということもないと考えております。

それから第二点でございますけれども、これは

従来のやり方で、おっしゃいました昼の勤務時

間、通常の日勤の勤務時間内に提出される申告に

つきましては、この電算機に乗るということでありたいと考えております。したがいまして、夜申

告があるという分につきましては、従来どおり書

面で受け付けをしたい。夜、飛行機が着きました

緊急通關をしたいというような場合には、従来ど

おりの書面で申告をしていただき、従来どおりの処理をいたしたい、そういうことでスタートをいたしたいと考えております。

○荒木委員 これからお考えを伺つておきますけれども、その点のいまだ不安だと疑問は多いわけですが、それでも、少なくとも労働強化になるようなことはないとい

うふうな趣旨で伺つておったのですが、これはひ

とつ確認をしていただきたいということ。

それから、導入をされますと輸入通關とかある

いは収納部門あるいは保稅部門、現在の書面申告

が勤務をし、別に羽田支所の特別勤務の人は九時

から九時まで二十四時間勤務で三人一組で三交代

でやつておる。泊まりと明けとそれから日勤と、

職員の人はたしか八時三十分から五時まででした

が、あるいはいまと同じ窓口といふことになるのか。この人員と勤務時間帯について少しお聞かせ

いただきたいと思います。

○旦政府委員 第一点の御指摘でございますが、

私どもはこのシステムを導入して人員の整理をす

るということは考えておりません。それから労働

強化になるということもないと考えております。

それから第二点でございますけれども、これは

従来のやり方で、おっしゃいました昼の勤務時

間、通常の日勤の勤務時間内に提出される申告に

つきましては、この電算機に乗るということでありたいと考えております。したがいまして、夜申

告があるという分につきましては、従来どおり書

面で受け付けをしたい。夜、飛行機が着きました

緊急通關をしたいというような場合には、従来ど

おりの書面で申告をしていただき、従来どおりの処理をいたしたい、そういうことでスタートをいたしたいと考えております。

か。そういうことも含めて、実際に仕事をする職員の団体の方々がありますけれども、実際やれば

こういうふうになりますよと、労働時間あるいは検査の量だと率だとかということも含めてよく説明をして協議を進めて、十分理解と協力を得るようにして進められるべしと思うのですが、その点のお考えをひとつお願ひしたいと思います。

○旦政府委員 この電算化に伴いまして余力が出てきますれば、あるいは検査率を高めるというようなことも考え得るかと思いますけれども、しかし、それが主たる目的ではございませんので、その辺はなお今後検討させていただきたいと思っております。

○且政府委員 これは役所の仕事のやり方の問題でござりますので、その辺につきましては組合の方々と協議をして決めるというような筋合いのこととございません。ただ、しかし、何分にも動いていただくなれば組合の方でございますから、その方々の不安をなからしめるという方向で努力してまいりたい、かように考えております。

○荒木委員 直接、労働条件に影響するような面のことについてよく話をすべきではないか、こう言つておるわけですから、それは局長よろしいで

○ 荒木委員 最後にもう一つ、これは政務次官にお尋ねをしたいと思うのですが、いま申しておりますことに関連いたしまして、昭和三十六年でまたか、神戸税関で四人の職員の懲戒処分がありました。これが十数年、裁判として係争が続いてきました。一審判決、二審判決もあったようですが、けれども、余りに長いということですね。これは日本の訴訟手続のいろいろな問題点もあるうかと思うのですけれども、私がきょうお尋ねしたいと言いますのは、そういう裁判のために、たしか弁護士の人も特に何人かお頼みになつて、そのための担当の職員の方も數十回に及ぶ公判期日にその都度お出になるし、その都度準備もしなければならぬし、つくられる書面なり証拠の関係資料も膨大なものだと聞いておるのですが、税關が扱う仕事が大変ふえてくるというお話のときに、こういった、それなりに大変な作業を要するような裁判が十数年続いてきておる。しかも、そこに対立調というふことを標榜して新しい内閣が出発をされ、そして税関のことについて伺う最初の法案審議ということになつて、そういう点から見ても費用のロスということもありますし、連帯と協調といふことを従来のいきさつもありましょうし、それぞれの主張もあらうと思うのですが、いま申ししたような観点を踏まえて新しい気組みで円満に話が解決できるように改めて努力をされる御意向はないかどうか。ほかの国家機関でも、最高裁判所とかそのほかで、やはりこういった職場の問題、労使問題で協議が進んだということも聞いておりますので、ひとつその点は大臣御不在ですけれども政務次官にかわって御意向を伺いたいと思います。

は、神戸税関職員であった神田、中田、田代といふ三名の方についての事件だと思いますが、すでに一審控訴審ともに判決が出ておりまして、最高裁におきましては四十七年の三月一日に訴えの提起を上訴いたしております。ただいま承つておりますところによりますと、五月の二十四日に口頭弁論を開くということになつております。確かにただいまお話しございましたように事件が発生をいたしましてからすでに非常に長い年月を経過をいたしておるところであります。最高裁に上訴を提起されましてからすでに五年の歳月を経ておるところであります。私どもいたしましては判決が出るのもそう遠くないではなかろうか、このようになっておるところであります。多年の経緯がござりますので、いま荒木委員のおっしゃいました御趣旨、お気持ちについてはよくわかるところであります。が、今日の大蔵省の考えといいたしましては、一日も早く裁判所の公正な判断を仰ぎたい、その結果を待つて対処したい、このように考へておるところであります。

○荒木委員 一審も二審も國の方で敗訴しているわけですが、その上またそういったことで、國の行政の權威ということもありますようし、またこれは時期の問題もあると思うのですけれども、あってもそういうことの結論が出るということのために、やはり私は解決のための努力はするべきだと思うのです。職員の側ではいろいろなところに相談もし、そのための努力を続けられておるというふうに聞いていますので、いま答弁は何いましたけれども、重ねてそういった点の再検討を今後受けられるよう必要として質問を終わりないと思ひます。

○小淵委員長 永末英一君。

○永末委員 現在羽田を中心とする航空貨物の個数は職員一人当たり、いろいろの職員の勘定があるかもしれません、どれくらいになつておるのか。成田が開港されました暁にはどういうぐあいに推移していくのか、その辺のお見込みのはどを

ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○旦政府委員 五十一年の実績で申し上げますと、航空貨物の輸入の総申告件数は六十五万五千件ございました。審査の担当職員の数は二百三十人でございますので、一人一日当たりの処理件数は十一件でございます。電算化をいたしました後につきましてはこの手続が省略されますが、五件は一日に処理できるようになるのではないかというふうに考えております。

○永末委員 そうしますと、電算化のために上がれる能率は大体二割程度、こういうことですか。

○旦政府委員 さようございます。

○永末委員 この前現場を見せていただいたのでございますが、電算化にかかるのは、荷物の現実の個数ではなくて、形ではなくて、書類の方だと思いますが、書類の枚数というのはどういうことになつていいのですか。つまり、現在どれくらいの書類が乱れ飛び、そして将来電算化したら一體減っていくのかをえていくのか。それは書類の形式も変わらうと思いますが……。

○旦政府委員 現在のところ一件当たりの申告につきまして約十枚ぐらいの書類の数になつております。したがいまして、これが電算化されますとそのうちの相当数が減つてくるわけでござりますが、この十枚と申します中には貨物のインボイスなども入っておりますので、このコンピューターのシステムをつくりました後もそのインボイスは提出していくたまくことになつておりますから、全部なくなるわけでございませんけれども、かなりの枚数が減るということになるわけでございます。

○永末委員 かなりというのはどれくらいですか。

○旦政府委員 インボイスのほかに他法令の植物検疫を受けたとかそういう書類も現在の枚数に含まれておりますので、はつきりわかりませんけれども、目の子で半分くらいではなかろうかと考えます。

ております。

○永末委員 その書類の方でいきますと、電算機導入の能率向上は、つまり手続は半分に減るわけになりますから、それだけアップするということがありますね。そういうことを見込んでおられるのですな。

○旦政府委員 能率の見方がその紙が減るということだけで見られるかどうか問題はございますけれども、しかしいろいろな面で省力化ができるんではないか。たとえば現在貿易統計を大蔵省関税局でつくっておりまます。これは全国の毎月の生の申告時のコピーを本省に送ってもらいまして、これを本省のコンピューターでパンチャーがパンチに入れまして、そして統計をつくっておるわけでござります。もちろんこの中には海上貨物も入っておりますけれども、これからは、航空貨物でのコンピューターの対象になりますものにつきましては、その申告書を本省に持ってくることなく、現場でパンチに入れましたそのデータを利用しますとその分の統計が出るということになりますので、そういう意味での省力も進んでおるといふことが考えられます。

○永末委員 この前現場を見せていただいたときに感じたのでございますが、一般の国民としましては、たとえば税關で置いてくる物がありますね。たばこの本数が多いたばこを置いてこなければならぬ、植物で、おまえこれおかしいぞと言わいたら植物類等も置いてこなければならぬ、酒も本数が多くて、税金を払うのがいやならば置いてこなければならない、時計その他その他いろいろな物がございますが、あれは一体どうなるのですか。置いてきた物は法律的にはどういう性格のものになるのでしょうか。

○旦政府委員 私どもは、先生がいまおっしゃいました置いてきたとおっしゃいます物は、任意放棄されたと言つておりますけれども、これは民法の二百三十九条の規定によりまして、無主物先占として国庫に帰属しておるのでございます。以上でございます。

○永末委員 任意放棄と言いますけれども、長途の旅行でぶら下げてきた者にとっては、これは承不承ですな。だから、一般の庶民としては、どうになりましたのやろなということで、行方を知りたいわけですね。一たび自己の所有物、先占所有物であつた物が行つてしまつた。いま民法を引用されまして、国庫に帰属する、国庫に帰属してからどうなるのですか。

○旦政府委員 実際の扱いにつきまして、たばこのつきましては税關におきまして換価処分ができるませんので、すべて専売公社に引き継いでおります。専売公社では、品質保証等の問題がござりますので、これを焼却処分をしているようでございます。

それから酒類につきましては、税關におきましては適宜の期間取りまとめて、これを公売に付しておるのでございます。

○永末委員 たばこと酒は何いました。ほかの物はどうされるのですか。公売にされるのですか。

○旦政府委員 この国庫に帰属しました物件の処分につきましては、物品管理法二十七条二項の廃棄または二十八条の「売払」の規定に準じまして、それを廃棄または売り払いを行つております。

○永末委員 公売に処したり売り払いをした最近の資料はございますか。どんな物をどれくらいやつたか。その手続は一体だれに知らして、だれが買いに来るか。

○旦政府委員 五十一年度の羽田におきます酒とたばこの資料がございますが、酒につきましては、羽田におきまして年度間三百五十五本の任意放棄、それからたばこにつきましては六十三万三千本でございました。

○永末委員 その行方ですね、つまり、先ほどのは、たばこは焼却で、酒は公売ですね。酒は、その三百五十五本はどういうふうに公売されたか、記録はござりますか。

○旦政府委員 ただいまのところ手元に、これがいつごとにどういう形で処分されたか公売された

かという記録をちょっと持つておりませんが、調べまして御報告いたします。

○永末委員 その他の物品につきましての売りさばきしたという資料はござりますか。

○旦政府委員 現在手元に持っておりますのは、ただいま申し上げました酒とたばこだけの資料でございます。

○永末委員 その他の物品につきまして、ひとつぜひ知らしていただきたい。それは国民の泣きの涙でございますから、やはりそこで置いてきたものの行方が公正に明らかになっておる、こういうことが、税關が國民に親しまれる最大の要素であろうかと思いますので、ぜひひとつわが大蔵委員会を通じて、こうしておるんだということを明らかにしていただきたいと思います。

さて、ようは、高橋高望同僚議員がおりませんが、上屋にありますいろいろな物品の保管、貨物処理の状況というのは、きわめて合理化の度合いが進んでいない。恐らく羽田から成田にかかるにしても、成田はもと合理化された空間利用等が行われ、機械化も行われると思いますが、その辺の御計画等についてお聞かせを願いたい。

○旦政府委員 確かに羽田におきます現在の上屋の運営につきましては、必ずしも合理化されいるとは言えないのが現状でございます。と申しますのは、数年来成田に移転するというのがことしだというようなことで、それが伸び延びになつておるものでございますので、新しい投資がなされないわけでございます。ただ現在でも、成田に行きます途中に原木というところがございますが、そこに税關の出張所もございまして、そこに民間の上屋がございます。この上屋は数年前にで

きましたものでございますが、非常に合理化されておりまして、先般羽田で見ていただきましたよ。

○永末委員 これの一年間の借り賃は幾らですか。

○旦政府委員 電電公社の中野に電算機の本体を二基据える予定にしておりますが、機械そのものの価格は約十六億円と聞いております。

○永末委員 さようございます。本体につきましては、そういうことでございます。

○永末委員 そのコンピューター施設の評価はどちらのものなんですか。

○旦政府委員 確かに羽田におきます現在の上屋の運営につきましては、必ずしも合理化されないわけでございます。ただ現在でも、成田

に行きます途中に原木というところがございますが、そこに税關の出張所もございまして、そこに民間の上屋がございます。この上屋は数年前にで

きましたものでございますが、非常に合理化されておりまして、先般羽田で見ていただきましたよ。

○永末委員 その評価が十六億円で、一年間の借り賃が二十億円というのはよくわかりません。

になつております。したがいまして、あと成田においても同様に新しい技術によりまして、合理化された上屋の運営がなされるものと期待しております。

○永末委員 次に、航空貨物通関情報処理センターについて伺いますが、資本金はどの程度を予想され、その資本金の内容についてはどういうふうにお考えになつておりますか。

○旦政府委員 資本金は合計八千万円を考えております。このうち六千万円は国が出資いたしました。残りの二千万円を民間で負担していただくと、いうふうに考えております。この使い方でございますけれども、まずセンターができれば、その事務所を借りる必要がございますので、その敷地に一部が充てられると思われます。それから残りの大部部分につきましては、電電公社から施設を借り受けます際に電電債を買入れる必要がございますので、その資金に充てられるものと考えております。

○永末委員 さようございます。ただ現在でも、成田にならうかと考えておりますが、まだ確定はいたしておりません。

○旦政府委員 一年間の借り賃が約二十億円ぐらいにならうかと考えておりますが、まだ確定はいたしておりません。

○永末委員 その価値が十六億円といふのはよくわかりません。

○旦政府委員 失礼いたしました。先ほど申し上げました十六億というものは機械だけの価格でござ

いまして、それを使用いたしましてこのプログラムをつくりまして、全体のシステムとして運用するわけでございますが、そのシステムの使用料といたしまして電電公社に支払いますのは、月約九千万円ぐらいであろうと考えております。

○永末委員 先ほど二十億円と言われたのは、それは何の金ですか。

○旦政府委員 先ほど申し上げましたのは、このほかに端末機を使うわけでございまして、その端末機の使用料、それから途中の回線の使用料、運営費等を含めて、それを年間にいたしますとおおよそその程度になる。いま申し上げましたほかの要素、端末機の借料等も含めまして全体で見ますと、月に約一億八千万円ぐらいにならうかと思ひます。これが十二カ月ということになると、二十億程度になるかということでございます。

○永末委員 その端末機の所有権はどこにあるんですか。

○旦政府委員 この端末機はリース会社が買いまして、それをセンターに貸し付けるというかっこになるわけであります。センターから税関あるいは個々の通関業者などが、それを借り受けるということになるわけであります。

それからなお、その端末機につきましてはセンターに置きました、零細な通関業者などを使いにくくする。自分のところに借りていくのではなくて、使いにくるという者もあるわけでございます。

○永末委員 そうしますと、電電公社が本体のコンピューターを持つておる、端末機等は電電公社とセンタの間に何かリース会社が入つておる、それが端末機の所有権を持つておる、その二つをセンタが借りて借料を払う、こういいうシステムになるんですね。

○旦政府委員 さようでございます。

○永末委員 これをこのセンターの所有物にしたらおかしいことがありますか。

○旦政府委員 この種のシステムはほかにもございませんけれども、コンピューターにつきましての側は申告書に記載すべき事項についてそれだけ

は、大体リースでいくというのが通常でございまして、同じような例にならったわけでございませんが、その点でそういう例にならぬ時代が近づきつつあるのではないか。なぜかならば、わが国におきましてもコンピューターのメイカー等どんどんできておりますから、そういう要素を積み上げてまいりまして、双方がどうばかりでやつてきたわけでございますが、どこかの点でそういう所有権關係を明確にしなければなりません。

○永末委員 大体アメリカのIBMがそういう方式を全世界にやりまして、わが国もすでにずっと前からIBMのコンピューターについてはリースの点でそういう所有権關係を明確にしなければならない時代が近づきつつあるのではないか。なぜかならば、わが国におきましてもコンピューターのメイカー等どんどんできておりますから、そういう要素を積み上げてまいりまして、双方がどうばかりでやつてきたわけでございますが、どこかの点でそういう所有権關係を明確ならしめておることは決して経営の合理化にもならないし、またこういう公的機関につきましては、国民の目から見ますと何かややこしいじやないかということになりかねないことはないかと思います。

さて、その収入はどういうことをもくろんでおられるんですか。

○旦政府委員 収入は税関を含めまして、このシステムを利用する者からその利用度に応じまして使用料を取るということで賄つていただきたいと思っております。したがいまして、先ほど申し上げました全体の経費がござりますので、それをどう割り振るかというのが今後の問題でございます。

○永末委員 利用度に応じてと、わかつたような気になりますけれども、ちょっとようわからぬのであります。したがいまして、おまかせども、しかしご半のものは税關の負担になるのではないかといふふうに考えております。

○永末委員 そうしますと、いまのお話を伺つておりますと、やつてみて後で、それなら本年度は税關幾ら、業者幾ら、こういう費用分担をさせるのでしようか。

○旦政府委員 これからシステムを開発いたしましたので、その過程におきまして民間の業界の方とも十分協議をいたしまして、お互いどれだけの受益があるか、それについてどう負担するかということを協議してまいりたいと考えております。このシステム自体が動き出しますのは来年の七月を予定しておりますので、この法人が仮にことしの十月にできますれば、それからそういう点につきまして細目について十分具体的に詰めてまいり作業をいたしたいと考えております。

○永末委員 現在は、その通関業者というのは税関に何か払つておるのでですか。

○旦政府委員 現在のところ、通関業者は申告書の用紙にそれぞれタイプで打つて、それをお使い下さいわけでございますが、もう一回説明していください。

○永末委員 このシステムができますと、業者の側は申告書に記載すべき事項についてそれだけ

の要素を入力する。そのほかに自分のところの倉庫の管理あるいは在庫の管理あるいは手数料等の計算もこの電算機のシステムでやるというような受益があるわけであります。

○永末委員 だから一方税関の方では、税関として申告書につきましてどの程度の要素を確保しなければいけないかというのはおのずから出てくるわけですね。

○旦政府委員 さようでございます。

○永末委員 普通でございますと、行政行為といふのは、大体手数料とかなんとかで一件幾ら、このシステムでできるわけでございますから、そういう要素を積み上げてまいりまして、双方がどうだけ受益するかと、いうことを計算して、それを経営の合理化にもならないし、またこういう公的機関につきましては、国民の目から見ますと何かややこしいじやないかということになりかねないことはないかと思ひます。

さて、その収入はどういうことをもくろんでおられるんですか。

○旦政府委員 収入は税關を含めまして、このシステムを利用する者からその利用度に応じまして使用料を取るということで賄つていただきたいと思っております。したがいまして、先ほど申し上げました全体の経費がござりますので、それをどう割り振るかというのが今後の問題でございます。

○永末委員 そうしますと、いまのお話を伺つておりますと、やつてみて後で、それなら本年度は税關幾ら、業者幾ら、こういう費用分担をさせるのでしようか。

○旦政府委員 これからシステムを開発いたしましたので、その過程におきまして民間の業界の方とも十分協議をいたしまして、お互いどれだけの受益があるか、それについてどう負担するかということを協議してまいりたいと考えております。このシステム自体が動き出しますのは来年の七月を予定しておりますので、この法人が仮にことしの十月にできますれば、それからそういう点につきまして細目について十分具体的に詰めてまいり作業をいたしたいと考えております。

○永末委員 現在は、その通関業者というのは税

ば社員がやつておる、それを払つておるのであって、いま税関と業者と二つしかございませんからね、何ばか金を払つている形ではない。このセンターができると、センターというところへ何ばか金を払う、こういうことが新たに発生するわけであります。

○永末委員 行政管理庁の方お見えですが、大臣の認可法人というのは一体どういうものなんなりあるわけでございまして、それにかわりまして今度のセンターに支払うべき負担が出てくると

いうことでございます。

それから現状では、先ほど御説明いたしましたように、通関業者が職員を雇つてタイプで申告書を作成してお使いが提出しておこないますが、その分の経費の節減になる部分がかなりあるわけでございまして、それにかわりまして今度のセンターに支払うべき負担が出てくると

いうものがあるのでしょうか。その法律的性格をひとつ御説明願いたい。

○佐々木説明員 お答えします。

認可法人は、特殊法人という言葉がしばしば使われてまいりますけれども、これと対比される概念でございまして、認可法人、特殊法人ともに特別の法律に基づきまして設立される法人でございます。

御理解いただきために、まず特殊法人について御説明をさせていただきますが、特殊法人と申しますのは、行政管理庁設置法に基づきまして行政管理庁の審査対象とされる法人でございまして、設置法を読ましていただきまして「法律により設置法第二条四の二号によりまして「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人」と規定をされておるわけですが、國人」と規定をされておるわけですが、國人が必要な事業を行うために國みずから手で強制的に設立する法人であります。したがいまして國の事業の一部を代行する性格のものであるというふうに考えられるのに対しまして、認可法人の場合にはその設立に当たり民間等の関係者が発起人となり主務大臣の認可を受けるものであります。その業務は本来國以外の事業であるというふうに観念されるわけでございます。しかしながらそのうちには公権力の行使という色彩がなくて、従来とも民間の代行が行われており、國以外の協力が強く求められているような業務につきましては、そのような事業運営を行なうかどうかを民間団体等の判断にゆだねる方が適当でありまして、このようなものにつきましても認可法人の業務であると考えておるわけでございます。

○永末委員 いま一般的の性格から言えば、國がやらねばならぬ行為以外の行為が認可法人の主たる行為になる、一番基本のところはそうだということ話がございましたが、先ほどのお話を伺つていまと、センターに支払うのは主として税関側であるということになりますね。つまり税関の必要によってこれを設けるのであるから支払おうといふのですが、何か國以外のことやるのが認可法人である、こういう場合に、何か主たる支払い者が

国であるということになるとそぐわぬよろしく思います。

認可法人は、行政管理庁の意見はどうですか。

○佐々木説明員 このセンターの場合につきましては、私どもとしてはこのように考えておりまます。先ほどお話を申し上げました認可法人の業務の性格の中で從来民間の代行等によつて行われている業務につきましては國の業務と密接に関連するものであります。民間の実際にそれらをやることのかやらないのかという判断にゆだねることが適切である、このようなものにつきましては同様に認可法人の業務であるということを申し上げましたが、このセンターで行なう業務は公権力を行使する性格のものではございませんで、電子情報処理組織の運営によりまして情報の処理、提供等を行うということで大変サービス的性格の強いものでありますし、また電子計算機システムによつて処理する業務は國、民間双方の業務を処理するものであります。このことによりまして、認可法人としての業務になじむものであるというふうに考えております。

○永末委員 結論がなじむものであるというふうに観念されるわけでございます。しかしながらそのうちには公権力の行使といふ色彩がなくて、従来とも民間の代行が行われており、國以外の協力が強く求められているような業務につきましては、そのような事業運営を行なうかどうかを民間団体等の判断にゆだねる方が適当でありまして、このようなものにつきましても認可法人の業務であると考えておるわけでございます。

○永末委員 いま一般的の性格から言えば、國がやらねばならぬ行為以外の行為が認可法人の主たる行為になる、一番基本のところはそうだということ話がございましたが、先ほどのお話を伺つていまと、センターに支払うのは主として税関側であるということになりますね。つまり税関の必要によってこれを設けるのであるから支払おうといふのですが、何か國以外のことやのが認可法人である、こういう場合に、何か主たる支払い者が

が、一遍セッテされますと、後々通産や運輸関係のものがコンピュータ化していく場合に、これに制約をせられるというようなことがあって、貿易関係全体のコンピュータ化というものに違和感が生じやしないかと思いますが、行政管理庁はどのように思いますが、行政管理庁は

ます。行政管理庁の意見はどうですか。

○近藤説明員 これについてお答え申し上げます。当初、この貿易関連のシステムが大蔵省と通産省と運輸省三省でそれぞれ独自に開発されるということになつておきました。これについて行政管理庁で見てみると、今後重複して投資がされることが予定されまして、経費の節約という見地からこれを調整してできるだけ一本のものにまとめておく必要がありという見地に立ちまして行政管理庁で調整してきております。その結果、行政管理庁で調整しました事項は、當面は非常に問題点がはつきりしておりますと、かつこれが具體化される予定が濃いということが考えられました航空貨物の輸入業務につきまして、この税関業務を所管する大蔵省が中心になつてシステムの開発を行なう、他の二省はこれに協力をするといふことで覚書の交換を通じまして行政管理庁が調整いたわけございます。この調整によりまして三省間の一応の連携は保たれておるといふふうに考えております。

○永末委員 一応の連携ですが、今後貿易関係が一元的にコンピュータライズされることについて水も漏らさぬ連携がとれますか。

○近藤説明員 お答えします。これにつきましては、現在のところはつきり調査がされておりますのは航空輸入貨物の税関業務につきましては、先ほど申し上げました見地から調整がされておるわけでございますが、貿易関係業務全般について調整がされておるという段階には至っていないわけでございます。これにつきましては、今後システムの開発が具体化する段階で必要に応じて行政管理庁が調整をしていく必要があるというふうには考えております。

○永末委員 これが実現いたしますのが来年七月

だそうです。が、ひとつこれだけに眼を局限することなく、やはり我が國の貿易全般についてこれが位置すべき位置づけというものに配慮しつつ、ひとつお進めを願いたいと思います。

政務次官も聞いておられます。最後に、もう時間が来ましたので一つ伺つておきたいのは、これができましたら、現在税關で働いておられます公務員の方がここへ移つていくと思うのですが、そのときの身分はどうなるのでしょうか。  
○旦政府委員 税關の職員がこのセンターに出向いたしますれば、そのセンターの職員ということになります。それができますれば、そのセンターの職員といふことになるわけでございます。  
○永末委員 その職員がセンターに行つた場合に、出向だというのなら、たとえば恩給関係とかいろいろなものがございますわね、打ち切られてしまうことがあります。  
○旦政府委員 公務員、一般の公務員ということではございません。  
○永末委員 その職員がセンターに行つた場合に、出向だというのなら、たとえば恩給関係とかいろいろなものがございますわね、打ち切られてしまうことがあります。  
○旦政府委員 失礼いたしました。先ほど出向と申しましたが、退職してます。が、退職してます。ただ、若い職員が参りましてまた元に復帰することとも考えられますので、その際に退職金の通算等の手当はいたしております。  
○永末委員 そこが重要ですが、一言。通算ですから、センターの勤務年限はちゃんとと申します。  
○旦政府委員 さようございます。  
○永末委員 質問を終わります。  
○小測委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○小測委員長 この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

すなわち、証券取引に関する件について、参考人の出席を求め、その意見を聴取することとし、日時及びその人選等については、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

○小瀬委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次回は、来る二十六日火曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十六分散会